

令和6年度 幼稚園・保育施設等利用案内

本案内には、子ども・子育て支援新制度に基づく保育施設等を利用するために必要な認定の申請や利用申込から利用開始後についての重要な事項を記載しています。本案内をよく御確認の上、申請をしてください。



保育施設等の入所可能状況が確認できます！

高松市ホームページでは、保育所、認定こども園（保育部分）及び地域型保育事業の入所可能状況の見込みについて公表しています。翌月の入所可能状況を、毎月1日に更新しています。



たかまつらっこの情報が閲覧できます！

らっこネットは、高松で子育てをする人のための総合情報サイトです。



▼保育施設等一覧▼



「子育て県 かがわ」
情報発信サイト Colorful

▼市立幼稚園一覧▼



高松市こども保育教育課
※認定こども園（教育部分）については、保育施設等一覧を御覧ください。

▼私立幼稚園一覧▼



香川県私立幼稚園連盟
※認定こども園（幼稚園型）については、こちらからも御覧いただけます。

目次

1 子どもを預けたいとき	P.2
(1) 幼稚園等・保育施設等の概要	
2 幼稚園等・保育施設等を利用するためには	P.3-6
(1) 教育・保育給付認定	(4) 保育必要量（保育が必要な時間）の認定
(2) 教育・保育給付認定区分	(2号認定・3号認定)
(3) 教育・保育給付認定の要件と有効期間	
3 保育施設等の利用申込	P.7-13
(1) 入所できる期間の留意点	(3) 認定申請・利用申込に必要な書類
(2) 認定申請・利用申込受付期間	
4 保育施設等利用調整	P.14
(1) 利用調整・入所の承諾	(2) 保育施設等利用調整基準
5 保育施設等を利用するに当たっての注意事項	P.15-16
6 利用申込後（入所保留中）又は入所後の手続	P.17-18
7 現況届	P.18
8 保育施設等の転所・退所	P.18-19
(1) 保育施設等の転所	(2) 保育施設等の退所
9 利用者負担額（保育料）	P.20-23
(1) 利用者負担額の概要	(4) 3歳児クラス以上の子どもの利用者負担額
(2) 利用者負担額の納入	(5) 2歳児クラス以下の子どもの利用者負担額
(3) 利用者負担額の減免	
10 保育施設等の給食	P.24-25
(1) 保育施設等における食物アレルギー対応	(3) 3歳児クラス以上の子どもの給食費（副食費）
(2) 保育施設等にて食物アレルギー対応が必要な場合の入所までの流れ	
11 幼稚園等の利用申込	P.26-30
(1) 4月入園利用申込【市立幼稚園】	(4) 私立の幼稚園等への利用申込
(2) 4月入園利用申込【市立認定こども園（1号認定）】	(5) 預かり保育の利用を希望する場合
(3) 年度途中の利用申込【市立幼稚園・市立認定こども園（1号認定）】	
12 入園決定後の手続等（新制度に移行している幼稚園等）	P.31-32
(1) 授業料の無償化	(2) 給食費
13 入園決定後の手続等（新制度に移行していない幼稚園）	P.33-39
(1) 施設等利用給付認定	(6) 施設等利用給付認定申請書の提出先
(2) 施設等利用給付認定申請の対象者	(7) 施設等利用給付認定後の手続
(3) 施設等利用給付認定区分	(8) 授業料の無料化
(4) 施設等利用給付認定の要件と有効期間	(9) 給食費
(5) 認定申請に必要な書類	
14 預かり保育の無償化	P.40-45
(1) 無償化対象者	(4) 算定例
(2) 無償化対象施設（事業）	(5) 特定子ども・子育て支援施設等一覧 (令和5年9月1日現在)
(3) 支払（給付）方法	
15 よくある質問	P.46-48
(1) 教育・保育給付認定に関すること	(5) 認定こども園に関すること
(2) 利用者負担額（保育料）に関すること	(6) 利用調整に関すること
(3) 利用者負担額（授業料）に関すること	(7) 里帰り出産について（保育施設等を広域利用する場合）
(4) 保育施設等の利用申込みに関すること	(8) 里帰り出産について（幼稚園等を広域利用する場合）
16 認可施設位置図	P.49-51
17 認可施設一覧	P.52-58
18 申請書等記入例	P.59-64
(1) 高松市教育・保育給付認定申請書（2号・3号認定）兼保育施設等入所申込書（認可の保育所・認定こども園・小規模保育施設）	
(2) 高松市教育・保育給付認定申請書（幼稚園・認定こども園1号）	
(3) 幼稚園入園（保育施設等入所）申込書（市立幼稚園・市立認定こども園1号）	
(4) 施設等利用給付認定申請書兼現況届	

1 子どもを預けたいとき

子どもを預ける施設には、幼稚園等と保育施設等があります。

家庭の状況等によって、利用施設が変わります。次の「(1) 幼稚園等・保育施設等の概要」を御覧いただき、利用する施設を御検討ください。なお、いずれの施設を利用する場合でも、大切なお子さんが過ごす施設になりますので、事前に希望施設をお子さんと一緒に見学していただくことをお勧めします。

※ 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます（以下同じ。）。

※ 「保育施設等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育等）をいいます（以下同じ。）。

(1) 幼稚園等・保育施設等の概要



幼稚園
3~5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間	昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施。
利用できる保護者	制限なし。



認定こども園
0~5さい



教育と保育を一体的に行う施設

- ・幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
- ・保護者が働かなくなったなどの理由により、保育を必要としなくなった場合でも、通い慣れた園を継続して利用することが可能です。
- ・子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どもの御家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。



保育所
0~5さい



就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育をする施設

利用時間	夕方までの保育のほか、保育所により延長保育を実施。
利用できる保護者	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。



地域型保育
0~2さい



保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0~2歳の子どもを保育する事業

- ① 家庭的保育：家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
- ② 小規模保育：少人数（定員6~19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
- ③ 事業所内保育：会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
- ④ 居宅訪問型保育：障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

※ ①家庭的保育及び④居宅訪問型保育については、高松市では実施しておりません。

2 幼稚園等・保育施設等を利用するためには

(1) 教育・保育給付認定

「教育・保育給付認定」とは、小学校就学前子どもをもつ保護者に、保護者の希望や必要に応じた教育・保育を提供するため、保育の必要性等を市が認定するものです。

幼稚園（*）や保育所、認定こども園、地域型保育事業（給付対象施設）の利用を希望する場合、利用申込みにあわせて、「教育・保育給付認定」の申請が必要です。

* 子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園を除く。

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園を利用する場合は、「教育・保育給付認定」を受ける必要はありませんが、別途、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

(2) 教育・保育給付認定区分

教育・保育給付認定には、3つの認定区分があり、教育・保育給付の利用を希望する子どもの年齢と保育の必要性の認定に応じた教育・保育給付認定証が交付されます。

年齢	保育の必要性	教育・保育給付認定区分		利用できる施設等
満3歳以上	なし	1号認定	教育標準時間	・幼稚園 ・認定こども園 (教育部分)
	あり	2号認定	保育標準時間	・保育所 ・認定こども園 (保育部分)
保育短時間				
満3歳未満	あり	3号認定	保育標準時間	・保育所 ・認定こども園 (保育部分)
			保育短時間	

※ 「保育を必要とする事由」に該当する方でも、幼稚園等の利用を希望される場合は、「1号認定」の申請が必要です。

(3) 教育・保育給付認定の要件と有効期間

◆ 次のア及びイの要件に該当する場合、教育・保育給付認定（2号・3号）を申請することができ、保育施設等の利用（申込）をすることができます（広域利用の場合は、アの要件は不要です。）。

ア 利用希望月の1日時点で、保護者及び児童が高松市に居住し、住民登録をしている場合（転入予定者（*）については、利用希望月の1日までに居住し、住民登録をしてください。）。

イ 就学前の子どもの保護者全員が、「保育を必要とする事由（4・5ページ参照）」のいずれかに該当し、その子どもを保育することができないと認められる場合。

* 転入予定者は、転入前の市区町村で教育・保育給付認定を受けている場合であっても、高松市で新たに教育・保育給付認定を受ける必要があります。

※ 1号認定を受ける場合は、「保育を必要とする事由」は必要ありません。

- ◆ 教育・保育給付認定（2号認定・3号認定）には有効期間があります。保育施設等を利用している場合は、有効期間が過ぎた時点で原則、退所（園）となります。

退所（園）後、再び、保育施設等の利用を希望する場合は、改めて「教育・保育給付認定申請」と「利用申込み」が必要です。その際、教育・保育給付認定証が再度交付された場合でも、保育施設等の利用については、改めて他の申込者とともに利用調整しますので、これまでの保育施設等を継続的に利用できるとは限りません。

保育を必要とする事由に変更があった場合の手続については、17ページを御覧ください。

- ※ 満3歳の年齢到達により3号認定から2号認定に切り替わりますが、申請の必要はありません。

▼ 2号認定・3号認定 ▼

保育を必要とする事由 ※1		教育・保育給付認定の有効期間
① 就労	<p>労働することを常態としているため、子どもの保育ができない場合 （1か月64時間以上勤務していること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイム勤務のほか、パートタイム、夜間勤務など基本的にすべての就労形態が該当します。 ・居宅内での労働（自営業、在宅勤務等）を含みます。 ・無収入のボランティア活動等は、就労とは認められません。 	<p>[2号認定] 小学校就学前まで</p> <p>[3号認定] 満3歳まで</p> <p>この内で、必要と認められる期間。</p>
② 妊娠・出産	<p>妊娠中、又は出産後で間がないため、子どもの保育ができない場合</p>	<p>出産予定日が属する月の2か月前から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで</p>
③ 疾病・障がい	<p>疾病や負傷、又は精神若しくは身体に障がいをもっているため、子どもの保育ができない場合</p>	<p>①就労の有効期間と同じ</p>
④ 介護・看護	<p>同居又は長期間入院等をしている親族を、常時、介護又は看護するため、子どもの保育ができない場合 （1か月64時間以上介護又は看護を行っていること。）</p>	<p>①就労の有効期間と同じ</p>
⑤ 災害復旧	<p>火災、風水害、地震その他災害により、家屋を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、子どもの保育ができない場合</p>	<p>①就労の有効期間と同じ</p>

⑥ 求職活動 ※2	求職活動（起業準備を含む。）を行っているため、子どもの保育ができない場合	入所（園）日からその日の属する月の翌々月の末日まで（3か月）
⑦ 就学	就学（通信教育を除き、職業訓練校等における職業訓練を含む。）のため、子どもの保育ができない場合 （1か月の就学時間が64時間以上であること。）	保護者の卒業・修了予定日が属する月の月末まで
⑧ 虐待・DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合や、配偶者からの暴力により、子どもの保育ができない場合	①就労の有効期間と同じ
⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している	当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前の子どもが保育施設等を利用しており、継続利用を希望している場合	既に保育施設等を利用している子どもの入所（園）日から当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで（ただし、当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日が属する年度の初日の前日に、教育・保育給付認定の子どもが5歳に達している場合は、小学校就学の始期に達する日の前日まで（*）となります。） * 育児休業を取得している期間（育児休業の期間の末日の属する月の末日）を限度とします。
⑩ その他、市長が上記の事由に類すると認める事由に該当すること。		市長が必要と認める期間

※1 保育を必要とする事由の変更により、期間が変更となる場合があります。

※2 保育施設等を利用している場合は、「妊娠・出産」の有効期間満了後は、「求職活動」に変更することはできません。継続して入所を希望する場合は、新たに利用申込みと教育・保育給付認定の申請が必要です。

▼ 1号認定 ▼

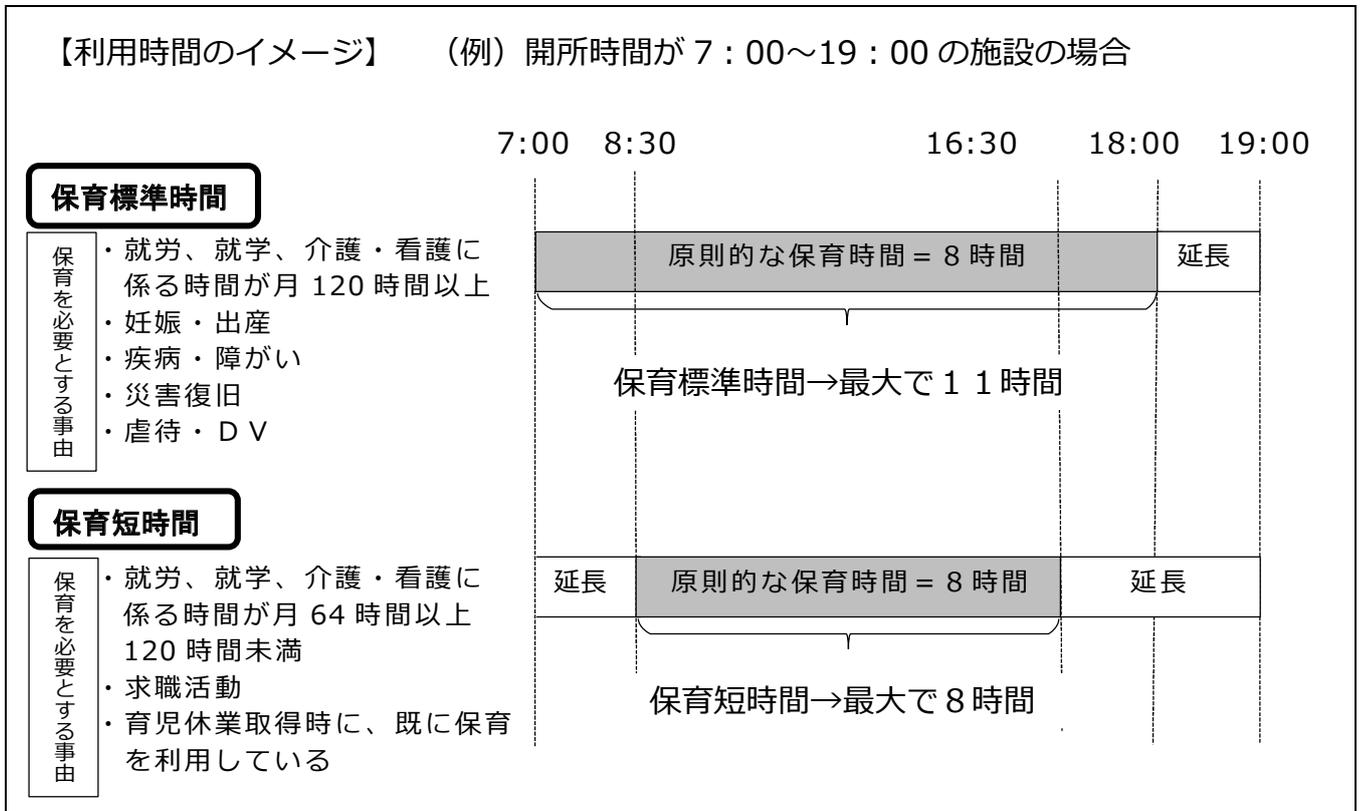
保育を必要とする事由	有効期間
必要なし	小学校就学前まで

※ 預かり保育の利用を希望する方で保育を必要とする事由がある方については、別途、施設等利用給付認定の申請をすることにより、施設等利用給付費の補助対象となります。詳細については、40ページを御覧ください。

(4) 保育必要量（保育が必要な時間）の認定（2号認定・3号認定）

保育を必要とする2号認定・3号認定の方は、「保育を必要とする事由」や保護者の就労状況等により、「保育標準時間（1日あたり最大11時間）」又は「保育短時間（1日あたり最大8時間）」のいずれかに認定されます。

次のとおり、保育を必要とする事由により、「保育標準時間」又は「保育短時間」のどちらか1区分を申請していただきます。



- ◆ 「保育標準時間」の認定を受けられる要件がある方でも、「保育短時間」の利用を希望される場合は、「保育短時間」の認定を受けることができます。
- ◆ 認定は、12ページで定める書類に基づいて行うため、必ずしも申請いただいた区分で認定がなされるとは限りません。
- ◆ 保護者のそれぞれが、いずれの保育を必要とする事由に該当するかを確認した上で、保育必要量が短い方を認定することが基本となります。

(例) 父が就労（標準時間）、母が就労（短時間）の場合 → 保育短時間

父が就労（短時間）、母が妊娠・出産（標準時間）の場合 → 保育短時間

3 保育施設等の利用申込

(1) 入所できる期間の留意点

入所できる期間は、教育・保育給付認定証の有効期間、かつ、令和7年3月末までの保育の必要性が見込まれる期間です。御留意いただく主な事例は、次のとおりです。

事例	留意点
求職活動中	教育・保育給付認定の有効期限は最長3か月間ですので、その間に就労内定等を得られなかった場合は、原則、 <u>退所となります</u> 。その後入所を希望される方は、改めて教育・保育給付認定申請と利用申込みの手続きをしていただき、 <u>他の申込みの方とともに利用調整します</u> 。
妊娠・出産	原則として、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末をもって <u>退所となります</u> 。ただし、引き続き保育を必要とする事由(求職活動を除く。)に該当する場合は、 <u>継続して入所できる場合があります</u> 。 なお、継続して入所する場合は、お生まれになったお子さんの保育施設等への在籍等が必要です。
就労による入所後の出産で、母が退職した場合(出産前の職場には復帰しない場合)	退職後、妊娠・出産の事由に切り替わるため、原則として、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末をもって <u>退所となります</u> 。ただし、引き続き保育を必要とする事由(求職活動を除く。)に該当する場合は、 <u>継続して入所できる場合があります</u> 。 なお、継続して入所する場合は、お生まれになったお子さんの保育施設等への在籍等が必要です。
①就労による入所後に出産し、母が産後1年以内に職場復帰する場合 ②一度退職しても産後1年以内に元の職場に戻る場合	出産した子どもが1歳になる月の月末まで、継続的な入所が可能です。 ただし、児童福祉の観点より次年度に就学を控えている子どもについては、 <u>育児休業を延長する場合(②については、復職を延期する場合)</u> 、当該年度末までの継続的な入所を認めます。

(2) 認定申請・利用申込受付期間

令和6年4月1日から入所を希望する場合

一次受付期間	令和5年11月2日(木)～11月22日(水) 日曜日、祝日を除く、8時30分～17時 ※ 土曜日の受付は、保育施設等へ相談してください。
一次受付場所	第1希望の保育施設等
家庭状況の 聞き取り	【公立の保育施設等が第1希望の方】 利用申込等手続き時に、保育施設等の職員が家庭状況の聞き取りを行いますので、申込児童と一緒に行ってください。 【私立の保育施設等が第1希望の方】 令和5年12月15日(金)～12月27日(水)、令和6年1月9日(火)～1月16日(火)の間の指定日に、第1希望の施設にて、こども保育教育課の職員が聞き取りを行います。日程については、第1希望の保育施設等から連絡があります。

令和6年4月入所の申込については、第1希望先を変更することはできません。もし、希望先を変更したい場合は、一次受付期間内であれば、提出済の利用申込等を取り下げ、新しい希望保育施設等へ一次受付期間内に利用申込等を行ってください。一次受付期間後の場合は、当初利用申込等を取り下げ、二次受付で利用申込等を行ってください。

二次受付期間	※一次受付期間内に利用申込等をしていただいた方より、 優先度が下がります。 令和5年11月24日(金)～令和6年1月19日(金) 土・日曜日、祝日を除く、8時30分～17時
二次受付場所	こども保育教育課、各総合センター、各支所
家庭状況の 聞き取り	利用申込等手続き時に、職員が家庭状況の聞き取りを行いますので、申込児童と一緒にお願いします。

一次受付期間に利用申込等ができなかった方で、令和6年4月入所申込を希望する方については、上記の日程で手続を行ってください。

※ 三次受付対象者は下記①②に該当する方のみ

三次受付期間	※受入れが可能な保育施設等のみ利用調整を行います。 令和6年1月22日(月)～令和6年2月29日(木) 土・日曜日、祝日を除く、8時30分～17時
三次受付場所	
家庭状況の 聞き取り	二次受付と同様です。

- ① 急遽転入が決まった方(令和6年1月20日以降に転入した方)で、令和6年4月入所申込を希望する方。
- ② 一次及び二次受付期間に利用申込等をし、利用調整の結果、入所内定しなかった方で、希望先を変更し、又は追加し、再度、令和6年4月入所選考を希望される方。この場合は、「入所保留通知書」と一緒にお送りする「再選考依頼書」を、三次受付期間内に提出してください。

令和6年4月入所申込から利用開始までの流れ

一次受付

【受付期間】 令和5年11月2日(木)～令和5年11月22日(水)17時
※ 日曜日、祝日を除く。土曜日は保育施設等へ相談。
【受付場所】 第1希望の保育施設等

二次受付

【受付期間】 令和5年11月24日(金)
～令和6年1月19日(金)17時
※ 土・日曜日、祝日を除く。
【受付場所】 こども保育教育課、各総合センター、各支所

認定審査+利用調整

利用調整結果発表

【通知時期】 令和6年2月9日頃(予定)
【通知方法】 御自宅に郵送

入所内定

入所保留(待機)

- ・ 令和6年4月入所できなかった場合、令和6年度中(教育・保育給付認定有効期間内)は、5月以降の利用調整の対象となります。
- ・ 再度、受け入れ可能な保育施設等で、令和6年4月入所選考を希望される場合は、令和6年2月29日(木)までに「再選考依頼書」を提出してください。

三次受付

※ 対象者限定(P8参照)

【受付期間】 令和6年1月22日(月)
～令和6年2月29日(木)17時
※ 土・日曜日、祝日を除く。
【受付場所】 こども保育教育課、各総合センター、各支所

認定審査+利用調整

入所内定

入所保留(待機)

- ・ 入所保留の場合は、令和6年度中(教育・保育給付認定有効期間内※)は、5月以降の利用調整の対象となります。
※ 求職活動中の場合は、取下申立書の提出があるまで利用調整を行います。
- ・ 要件変更等、当初申込時から変更がある場合は、毎月13日の17時(13日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日の17時)までに、手続きをしてください。

施設での面談・健康診断

集団保育が可能であるか、各保育施設等が指定する病院にて健康診断を行います。

入所決定

集団保育が可能であると認められたら、入所が決定します。
※ 入所内定後のスケジュールについては、各施設により異なる場合があります。

令和6年5月以降に入所を希望する場合

5月～翌3月に 入所希望の受付 期間	令和6年3月22日(金)以降、入所希望月の前月13日まで。 ※ 13日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日まで。 土・日曜日、祝日を除く、8時30分～17時
受付場所	こども保育教育課、各総合センター、各支所
家庭状況の聞き 取り	利用申込等手続き時に、職員が家庭状況の聞き取りを行いますので、申込児童と一緒にお願いします。

年度途中（5月～翌3月）入所申込から利用開始までの流れ

認定申請+利用申込+家庭状況の聞き取り

【受付期間】 令和6年3月22日以降、入所希望月の前月13日まで
(8時30分～17時)
※ 13日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日の17時まで。
※ 土・日曜日、祝日を除く。

【受付場所】 こども保育教育課、各総合センター、各支所

※家庭状況の聞き取りを行います。申込児童と一緒にお願いします。

認定審査+利用調整

利用調整結果発表

【通知日】 毎月20日
※ 20日が土・日曜日、祝日の場合は翌平日

【通知方法】

- ・入所内定の場合⇒発表日にお電話にて御連絡いたします。
- ・入所保留(待機)の場合⇒入所申込当初月のみ郵送にて上記の通知日に入所保留通知書を発送します。

入所内定

施設での面談・健康診断

集団保育が可能であるか、各保育施設等が指定する病院にて健康診断を行います。

入所決定

集団保育が可能であると認められたら、入所が決定します。

※ 入所内定後のスケジュールについては、各施設により異なる場合があります。

入所保留(待機)

- ・当初月の入所保留通知以降は、入所が内定した場合のみ、御連絡します。
- ・希望月に入所できなかった場合、令和6年度中(教育・保育給付認定有効期間内)は、翌月以降の利用調整の対象となります。
※ 求職活動中の場合は、取下申立書の提出があるまで利用調整を行います。
- ・毎月1日(1日が土・日曜日、祝日にかかる場合は翌平日)に、翌月の空き状況が公開されます。
希望施設を変更する場合は、入所希望月の前月13日の17時(土・日曜日、祝日にかかる場合はその前の平日の17時)までに、こども保育教育課まで御連絡ください。

(3) 認定申請・利用申込に必要な書類

書類の記入に当たっては、黒又は青のボールペンを使用してください（消えるボールペンは使用しないでください。）。

訂正する場合は、訂正印（押印のない書類については、記入者のサイン）が必要です。修正液等による訂正はできません。

全ての方に提出が必要な書類

○「高松市教育・保育給付認定申請書兼現況届兼入所申込書」

・・・子ども1人につき1枚

○「マイナンバー提供書」

・・・1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚）。申請者についてのみ、次のA・Bいずれかの「マイナンバー確認書類」及び「身元確認書類」を提示（又は写しを提出）してください。ただし、申請者以外の代理人が提出する場合は、代理人の「身元確認書類」も提示してください。なお、申請者以外の代理人が提出する場合は、当該提供書裏面の委任状が必要です。

区分	マイナンバー確認書類	身元確認書類
A	マイナンバーカード（顔写真付き）	
B	マイナンバー通知カード（住所等が一致しているもの）、住民票の写し（マイナンバー記載あり）、住民票記載事項証明書（マイナンバー記載あり）のいずれか1点	【1点で良いもの】 顔写真付きの公的な身分証明書（運転免許証、パスポート、障害者手帳等） 【2点必要なもの】 公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書等

家庭状況により提出が必要な書類

① 該当する御家庭のみ必要な書類

・・・子ども、保護者又は同居者（世帯分離している場合を含む。）が次に該当する場合は、別途、書類の提出が必要です（該当者1人につき1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚））。

対象となる事柄	提出書類
小学校就学前の兄弟姉妹が※の施設を利用している場合	在籍証明書（市所定の様式） ※ 特別支援学校幼稚部（香川県中部支援学校幼稚部、香川県立聴覚支援学校幼稚部、香川県立視覚支援学校幼稚部）、認可外保育施設（企業主導型保育施設を含み、月ぎめ契約に限る。）。なお、特別支援学校幼稚部以外の施設、児童発達支援を利用している場合は、子ども保育教育課にお問い合わせください。
お子さん、保護者又は同居親族が障害者手帳等の交付を受けている場合	各種障害者手帳の写し
生活保護を受給している場合	生活保護受給者証（高松市が発行しているもの）の写し
ひとり親家庭の場合	児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証（高松市が発行しているもの）の写し 上記書類が提出できない場合は、離婚日が記載された戸籍謄本又は抄本（写しでも可）及び子どもの健康保険証（申請者の被扶養者となっているもの）の写し

② 市区町村民税所得課税証明書

・・・令和5年又は令和6年の1月1日時点で高松市以外に住民登録をしていた方は、マイナンバー制度の情報連携により、住民税が課税されている自治体に課税額を確認しますが、所得課税証明書の提出が必要な場合もあります。保育料の算定又は副食費の免除判定のほか、利用調整における同点時の優先順位の判定（次ページの注意を参照）に用いることがあります。

2号認定・3号認定を希望する場合のみ必要な書類

○保育を必要とすることを証する添付書類（下表参照）

・・・保護者及び子どもと住所の満15歳以上満65歳未満の者（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除き、世帯分離している祖父母等を含む。）1人につき1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚）

保育を必要とする事由	添付書類
① 就労（自営業・内職を含む。） ※ パート、内定、育児休業復帰等を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労証明書 ※ 自営業（*）の場合は、営業許可証、請負契約書、納品書等の自営業が確認できるもの（事業主でない場合は、給与明細、タイムカード等の就労が確認できるもの）の写しを添付 ※ 内職の場合で、事業者が就労時間及び就労実績について証明しない場合は、当該証明しない事項について就労者本人が証明した就労証明書を添付
② 妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠・出産申立書 （母子健康手帳（表紙と出産予定日の分かる面）の写しを添付）
③ 疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病・障がい等申立書 （診断書原本又は障害者手帳の写しを添付）
④ 介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護・看護申立書 （診断書原本又は障害者手帳若しくは介護保険被保険者証の写しを添付）
⑤ 災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災証明書等
⑥ 求職活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求職活動申立書
⑦ 就学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学・技能習得等申立書 （在学証明書等及びカリキュラム等の就学時間を確認できる書類を添付）
⑧ 虐待・DV	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関が発行する、事実を証明できる書類
⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労証明書

* 子どもの父、母又は祖父母が事業所等（法人を除く。）の代表者である場合又はこれらの者が代表者である事業所等（法人を除く。）で就労している場合（農漁業を含む。）をいいます。

○「重要事項確認書兼同意書」

・・・1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚）

《注意》

- ◆ 利用申込書に希望施設を記入する際は、利用希望施設の場所や保育内容、給食費、諸経費等、御自身で必要な情報を、事前に施設をお子さんと一緒に見学するなどして御確認ください（利用内定後の辞退は、他の申請者にとって非常に迷惑となりますので、利用申込の際は、十分に御検討いただき、辞退することのないよう御注意ください。）。
- ◆ **一度御提出していただいた書類は、原則、返却はできません。**
- ◆ 添付書類のコピーが必要な場合は、あらかじめコピーをしておいてください。
- ◆ 原則、証明書類は、発行日から3か月以内のものがが必要です。
なお、令和6年4月入所の申込手続には、令和5年10月以降に発行された証明書類が必要です。また、保育を必要とすることを証する書類は、入所希望日時点の状況について証明するものがが必要です。
- ◆ 利用調整において、同点時の優先順位の判定に必要な書類（例えば、保護者等の経済的状況（合計収入金額）の判定においては、転入者等の場合は、マイナンバー提供書の提出とは別に、所得課税証明書の提出が必要です。）が未提出の場合は、他の申請者が優先されます。

4 保育施設等利用調整

(1) 利用調整・入所の承諾

入所を希望する子どもの人数が、その施設で入所可能な人数を超える場合などについては、高松市の保育施設等利用調整基準に基づき利用調整を行います。

利用調整とは、保育施設等の利用を希望するお子さんの世帯の状況や、提出書類などを総合的に判断し、優先度の高いお子さんから入所承諾を行うことです。ただし、優先度が高くても、御希望の保育施設等に空きがないときなどは、入所できない場合や第2希望以降の保育施設等に入所内定することもありますので、御了承ください。

また、過去の保育料や保育所等給食費に未納がある場合（卒園児を含む。）や、入所内定を辞退した場合（申込児童の兄弟姉妹等の利用調整における行為を含む。）は、利用調整において優先度が大幅に下がることがありますので、御注意ください。

(2) 保育施設等利用調整基準

保育を必要とする事由		保護者の状況		保育の必要性
就労 (自営・内職を含む。) ※1	月実働160時間以上の就労を常態とする場合		高 ↓ 低	
	月実働140時間以上160時間未満の就労を常態とする場合			
	月実働120時間以上140時間未満の就労を常態とする場合			
	月実働100時間以上120時間未満の就労を常態とする場合			
	月実働80時間以上100時間未満の就労を常態とする場合			
	月実働64時間以上80時間未満の就労を常態とする場合			
就学・技能習得等 ※1		日中、就学・技能習得等のため保育ができない場合		就労を準用
求職活動・自営準備		求職活動又は自営準備のため、日中の外出を常態とする場合		低
妊娠・出産		出産のため保育ができない場合		中
疾病・障がい	疾病・傷病	1か月以上の入院又は入院見込み、常時臥床の場合		高 ↓ 低
		居宅内療養	1か月以上安静を要すると診断された場合又は、日常生活動作に支障をきたしている場合	
	上記以外で通院加療が必要な場合			
障がい等	「身体障害者手帳1～2級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1～2級所持」、「療育手帳④又はA所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合		高 ↓ 低	
	「身体障害者手帳3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「療育手帳⑤又はB所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合			
	「身体障害者手帳4～6級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合			
親族の介護・看護		親族の介護若しくは看護又は入院、通院若しくは通所の付き添いのため保育ができない場合		就労を準用
災害復旧		災害により、実際に居住していた家屋が被災し、その復旧活動を行っている場合		高
虐待・DV		過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、家庭内において虐待又は暴力等を受け、又はそのおそれがある場合		高
その他		児童福祉等の観点から、特に保育の必要性が高いと判断した場合		※2

※1 就労内定及び就学・技能習得等予定の場合は、点数を減じて利用調整を行います。

※2 「その他」の類型は、当該児童・世帯の状況に応じて、個別に判断します。

5 保育施設等を利用するに当たっての注意事項

事前確認・利用申込

- ◆ アレルギーや発達について気になること、先天性疾患や慢性の病気がある場合は、あらかじめ希望する保育施設に御相談ください。保育施設によっては、食物アレルギー対応の給食の提供ができないところもあります。
- ◆ 次の項目等については、保育施設によって異なります。「認可施設一覧（52ページ～）」やホームページ等を確認の上お申込みください。
 - ・利用開始できる年齢（月齢）
 - ・保育時間
 - ・延長保育や土曜保育の実施の有無（お子様の年齢によっても異なります。）
 - ・休所日（日曜日、国民の祝日、年末年始。これらの日以外にも休所日を設ける保育施設もあります。）
 - ・利用者負担額又は給食費以外の費用
- ◆ 希望される保育施設等の保育方針を事前に確認（電話、見学等）をしてください。保育施設等によっては見学が必須の場合もあります。事前に保育施設等に確認して、お子様と一緒に見学をしていただくようお願いいたします。
- ◆ 特別支援保育については、集団保育が可能で日々通所できる場合が対象となります。子どもの心身に障がいがあると思われる場合は、受入体制等を考慮する必要がありますので、申込みの時に必ずお申し出ください。
- ◆ 育児休業取得中は保育施設等の利用はできません（育児休業取得時に、既に保育を利用している場合を除く。）が、入所する月の翌月末までに復帰することを条件に、育児休業取得中に利用申込をすることができます。
- ◆ 「下の子の保育に手が掛かるから」、「集団生活に慣れさせるため」、「社会生活を身に付けさせるため」、「友だちがいないから」などの理由で保育施設等を利用することはできません。
- ◆ 上の子だけを保育施設等に預け、下の子は家で保育するということはできません（育児休業取得時に、既に保育を利用している場合を除く。）。ただし、祖父母等（祖父母等が同居している場合は65歳以上に限る。）が家庭内保育をする場合は、御相談ください。
- ◆ 申込時（4月入所申込の場合は、指定する日等）に、職員が御家庭の状況、保育を必要とする要件等について、聞き取りを行います。お子さんの様子を把握させていただきたいので、お子さんと一緒に、必ず、保護者の方がお越しください。
- ◆ 利用申込の有効期限は、利用希望月の年度末までです。教育・保育給付認定期間内（*）であれば、翌月以降も引き続き利用調整を行います。
利用調整が不要になった場合は、「取下申立書」を提出し、利用申込を取り下げてください。
* 求職活動中の場合は、取下申立書の提出があるまで利用調整を行います。
- ◆ 利用申込後又は入所保留中に次に該当する場合（申込時と状況が変わった場合は、速やかに御連絡、届出を行ってください。詳細は、17ページ「5 利用申込後（入所保留中）又は入所後の手続」を御参照ください。
 - ・保育施設等の利用申込を取り下げる場合
 - ・就労状況（就労先・就労時間の変更、勤務開始、育児休業の延長等）の変更
 - ・世帯状況（婚姻、離婚等）の変更
 - ・障害者手帳等の取得、生活保護の受給開始など

利用開始後

- ◆ 保育施設等の利用開始当初は「ならし保育」があります（転所した場合もあります。）。最初から平常の保育時間で保育しますと、お子さんにとっては心身ともに負担になることがありますので、集団での生活に少しずつ慣れるように、ならし保育を行います。
- ・ 第一段階として午前11時頃まで、第二段階として昼食後12時頃まで、第三段階で午睡の様子を見ながら、お子さんの状態に合わせて平常の保育時間になるようにしていきます。
- ・ お子さんの状態により、ならし保育の期間は異なりますが、通常2～3週間程度です。
- ・ 入所日より前にならし保育をすることはできません。
- ・ ならし保育がある月も1か月分の利用者負担額又は給食費が必要となります。
- ◆ 食物アレルギー対応の給食が必要な場合は、事前に「アレルギー疾患生活管理指導表」の提出が必要です（詳細は、24ページを御参照ください。）。
- ◆ 保育利用の決定は月単位（暦月）で行います。
- ◆ 入所式、遠足（春・秋）、保育参観（年1～3回）、運動会、生活発表会、修了式などがあります。各保育施設等によって異なりますので、その都度、保育施設等からお知らせします。なお、保護者が参加できる行事もあります。
- ◆ 入所後に次に該当する場合は、速やかに保育施設に御相談の上、届出を行ってください。必要書類は、次ページの「6 利用申込後（入所保留中）又は入所後の手続」を御参照ください。
 - ・ 就労状況（就労先・就労時間の変更、勤務開始、育児休業の延長等）の変更
 - ・ 世帯状況（婚姻、離婚等）の変更
 - ・ 障害者手帳等の取得、生活保護の受給開始など

《注意》

次の場合は、入所を取り消すことがありますので御了承ください。

- ・ 入所月の1日時点で高松市内に居住していない場合（広域利用を除く。）
- ・ 提出書類に虚偽の記載があり、又は虚偽の申請があった場合
- ・ 期限までに必要書類の提出がない場合
- ・ 施設の管理、運営上支障がある場合
- ・ 「保育の必要性」がなくなった場合・・・※1
- ・ 1か月以上の通園が見込めない場合・・・※2
- ・ 保育料又は保育所等給食費の滞納がある場合

※1 保育の必要性については、1年に1回、現況届を提出していただき確認を行います（詳細は、18ページを御参照ください。）。

※2 やむを得ない事情のある方は、こども保育教育課まで御相談ください。

6 利用申込後（入所保留中）又は入所後の手続

利用申込（入所保留中）又は利用開始後に、申込内容、保育を必要とする事由又は家庭状況に変更があった場合には、その都度必要書類を御提出ください。

提出方法 申込中（待機中含む）の方：こども保育教育課に提出
入所中の方：入所している保育施設等の施設長を経由してこども保育教育課に提出

提出締切日 申込中（待機中含む）の方：入所希望月の前月13日の17時
入所中の方：変更希望月の前月25日の17時
※いずれも締切日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日の17時まで。

内容	必要書類
保護者の婚姻・離婚、転居等により、世帯員に増減があった場合	<ul style="list-style-type: none"> 高松市教育・保育給付認定変更申請書 離婚の場合：戸籍謄本又は抄本（写しでも可）及び子どもの健康保険証（申請者の被扶養者となっているもの）の写し 婚姻の場合：世帯に加わる方の12ページ掲載の保育を必要とする事由に応じた、保育を必要とすることを証する書類及びマイナンバー提供書等
お子さん、保護者又は同居親族が障害者手帳等の交付を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> 高松市教育・保育給付認定変更申請書 各種障害者手帳の写し
生活保護を受給することになった場合	<ul style="list-style-type: none"> 高松市教育・保育給付認定変更申請書 生活保護受給者証の写し
ひとり親家庭になった場合	<ul style="list-style-type: none"> 高松市教育・保育給付認定変更申請書 児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証（高松市が発行しているもの）の写し
利用申込、認定申請を取下げる場合	<ul style="list-style-type: none"> 取下申立書
利用申込後に希望施設を変更する場合	提出書類はありません。 こども保育教育課に、御電話でお申し出ください。
保育を必要とする事由の変更（求職活動中→勤務内定など）の場合	<ul style="list-style-type: none"> 高松市教育・保育給付認定変更申請書 12ページ掲載の保育を必要とする事由に応じた、保育を必要とすることを証する添付書類
勤務先・就労時間の変更に伴い、保育必要量（短時間→標準時間など）を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> 高松市教育・保育給付認定変更申請書 就労証明書

※上記以外にも、教育・保育給付認定を受けた方について、認定内容に変更が生じた場合は、その都度、変更申請手続が必要となります。詳しくは、こども保育教育課までお問い合わせください。

《注意》

- ◆ 次の場合は、変更申請ではなく、新規の認定申請と入所申込が必要です。
 - ・ 1号認定を受けて幼稚園に通園しているが、保育を必要とする事由に該当し、保育施設等の利用を希望する場合
 - ・ 1号認定を受けてこども園を利用しているが、保育を必要とする事由に該当し、2号認定に切り替えを希望する場合
 - ・ 2号認定を受けて保育施設等を利用しているが、保育を必要とする事由に該当しなくなったため1号認定への切り替えを希望する場合

7 現況届

2号認定・3号認定の教育・保育給付認定を受け保育施設等を利用している方について、世帯の状況や保護者の保育の必要性の確認のため、1年に1回、現況届及び御家庭の状況が分かる書類の提出を求めています（毎年10月下旬頃、入所施設を通じて御案内します。）。

- ◆ 現況届の提出がない場合、引き続き保育施設等の利用ができなくなります。
- ◆ 現況の確認と兼ねて、次年度の利用継続希望の有無も確認します。引き続き保育の必要性の事由に該当することが確認でき、現在利用中の施設を次年度も利用希望する場合は、原則として次年度も継続して施設を利用できます。
- ◆ 提出書類は、施設が確認することがあります。

8 保育施設等の転所・退所

(1) 保育施設等の転所

保育施設等に入所後、他の保育施設等へ転所を希望する場合は、「転所願」を入所している保育施設等へ提出してください。

「転所願」は、保育施設等にあります。

- ※ 世帯に保護者以外の65歳未満の同居者（祖父母等（世帯分離している場合を含む。））がいる場合、転所願以外の書類の提出が必要な場合があります。
- ※ 「育児休業取得時に既に保育を利用している」事由の場合、転所する月の翌月末までに復帰することを条件に、育児休業取得中に転所申込をすることができます。

提出方法

原則、入所している保育施設等の施設長を経由してこども保育教育課に提出

提出締切日

転所希望月の前月13日の17時（13日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日の17時）まで（こども保育教育課に必着。）

転所希望者については、毎月、他の申込みの方とともに入所の利用調整を行います。保育施設等の入所可能な人数を超える場合などは、転所できないこともあります。その場合は、現在入所中の保育施設等で継続入所したまま、令和6年度中（教育・保育給付認定有効期間内）は、翌月以降の利用調整の対象になります。

ただし、4月転所を希望する場合は、新規申込みと同様の選考となります。そのため、入所保留となった場合は、どこの保育施設等にも入所できないことがあります。

転所内定の場合のみ、通知日（毎月20日（20日が土・日曜日、祝日の場合は翌平日））に電話連絡します。

※ 転所内定後の辞退はできませんので、御注意ください。

（2）保育施設等の退所

年度の途中に、市外への転居や保育の必要がなくなった等の理由で退所する場合は、「退所願」を入所している保育施設等へ提出してください。「退所願」は、保育施設等にあります。

提出方法

原則、入所している保育施設等の施設長を経由してこども保育教育課に提出

提出締切日

退所することが分かった時点で速やかに。遅くとも、退所する月の25日の17時（25日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日の17時）まで（こども保育教育課に必着。）



9 利用者負担額（保育料）

（１）利用者負担額の概要

3歳児クラス以上の子どもの利用者負担額については、令和元年10月1日から導入された「幼児教育・保育の無償化」により、0円です。

2歳児クラス以下の子どもの利用者負担額については、お子さんと生計を同じくする父母及び扶養義務者（生計を維持している祖父母等）の市区町村民税の課税額により決定しております（生計を維持している祖父母等とは、同居（世帯分離を含む。）し、かつ父母が生計の中心者でない場合（父母の当該課税額の算定に係る収入の合計額が96.5万円未満）を指します。）。

4月分から8月分は前年度の市区町村民税額に基づいて算定し、9月分から3月分は当年度の市区町村民税額に基づき算定します。

なお、市区町村民税所得割額（退職手当等に係る所得割額を除く。）は、調整控除を除き、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金税額控除（ふるさと納税を含む。）、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除などの税額控除が適用される前の金額を用います。

また、令和5年又は令和6年の1月1日に高松市以外に住民登録をしていた方は、マイナンバー制度の情報連携により、住民税が課税されている自治体に課税額を確認しますが、所得課税証明書の提出を依頼する場合があります。収入の申告がない方については、高松市で課税額を確認することができませんので、収入の申告をされるまでは、利用者負担額が仮算定となります。

<期別利用者負担額算定に伴う適用年度>

令和5年度	令和6年度		令和7年度
9月分～翌年3月分 利用者負担額	4月分～8月分 利用者負担額	9月分～翌年3月分 利用者負担額	4月分～8月分 利用者負担額
令和5年度の 市区町村民税額で算定 (令和4年中の所得に対する税額)		令和6年度の 市区町村民税額で算定 (令和5年中の所得に対する税額)	



(2) 利用者負担額の納入

利用者負担額は、口座振替又は銀行等の窓口にて納めていただきます。

口座振替は、手続が必要です。

お子さん1人につき申込書1枚を金融機関へ提出してください。

※ 口座振替は手続が完了した翌月から開始します。

※ 上のお子さんが口座振替の手続をしている場合でも、新たに入所されたお子さんについては、新規で口座振替の手続が必要です。

口座振替は、各月の末日（土・日曜日、祝日の場合はその翌営業日）に当月分を振替します。

現金納付の方は、利用者負担額が決定している期間の納付書を期毎（上半期4月～8月分、下半期9月～3月分）に一括発行いたします。

※ 直接契約施設（私立の認定こども園、小規模保育施設及び事業所内保育施設）を御利用の方は、納入方法及び納入時期が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

(3) 利用者負担額の減免

次のような場合は、利用者負担額の減免が適用される場合があります。

・生計の中心者の長期の疾病、就労先の倒産、災害等で利用者負担額を支払うことが困難になった場合

・お子さんが事故、疾病等の理由により長期にわたって欠席した場合 等
詳しくは、こども保育教育課までお問い合わせください。

《注意》

◆ 利用者負担額は、施設等の利用を開始した月から、毎月納めていただきます。

また、お子さんの年度の初日の年齢で算定します。

◆ 利用者負担額決定通知書等は、入所（園）した月の中旬頃に施設を通じてお渡しします。

◆ 月の途中での退所（園）・利用の取り止めや、欠席をした場合でも、その月の利用者負担額は全額納めていただきますので、御了承ください。

【利用者負担額の滞納がある場合】

市立・私立保育所及び市立認定こども園の利用者負担額は、法的に強制徴収の対象となります。

そのため、利用者負担額を納入しない場合は、地方税の滞納処分の例により、督促状や催告書を送付するとともに、財産の調査（金融機関や勤め先への照会等）や、納入しない方の給与や預貯金等の財産を差し押さえることがあります。

事情により納入が遅れる場合には、必ずこども保育教育課へ御相談ください。

(4) 3歳児クラス以上の子どもの利用者負担額

令和元年10月1日から導入された「幼児教育・保育の無償化」により、3歳児クラス以上の子どもの利用者負担額は0円です。

(5) 2歳児クラス以下の子どもの利用者負担額

下表及び備考のとおりです。

各月初日に在籍する子どもに係る教育・保育認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等自立支援法等による支援給付受給世帯（いずれも単給世帯を含む。）	0	0
B	A階層を除き、市区町村民税非課税世帯		
C1	A階層を除き、市区町村民税均等割のみ課税世帯	15,000	14,700
C2	割Aの階層が右除のき区、分市に区該町当村す民税所帯得	1円以上 48,600円未満	18,000
C3		48,600円以上 58,000円未満	23,000
C4		58,000円以上 97,000円未満	30,000
C5		97,000円以上 134,000円未満	38,000
C6		134,000円以上 169,000円未満	44,500
C7		169,000円以上 301,000円未満	49,000
C8		301,000円以上	53,000
			52,000

備考1 C1階層からC8階層までに属する世帯のうち、次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 同一世帯において3人以上の子ども（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）が現に養育され、かつ、当該子どものうち出生順位が第3位以降の子ども：0円
- (2) 同一世帯において施設等（認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所、地域型保育事業、特例保育、認可外保育施設（企業主導型保育施設を含み、月ぎめ契約に限る。）、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援又は児童心理治療施設）を利用している兄又は姉を1人有し、かつ、その兄又は姉が満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合（※ただし、当該兄又は姉が1号認定子ども又は新1号認定子どもである場合を除く。）の出生順位が第2位の子ども：0円

- (3) 同一世帯において施設等（前2号に同じ）を利用している兄又は姉を1人有り、かつ、出生順位が第2位の子ども（※ただし、前号に該当する者を除く。）：利用者負担額表に定められた額の1/2の額

備考2 C1階層からC3階層（市区町村民税所得割の額が57,700円未満の世帯に限る。）までに属する世帯のうち、特定被監護者等（年齢にかかわらず、教育・保育認定保護者と生計を一にするものであって、教育・保育認定保護者に監護される者若しくは監護されていた者又は教育・保育認定保護者若しくはその配偶者の直系卑属をいう。以下同じ。）が2人以上属する世帯である場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、この表及び備考1の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定被監護者等のうちの出生順位が第2位の子ども：利用者負担額表に定められた額の1/2の額
 (2) 特定被監護者等のうちの出生順位が第3位以降の子ども：0円

備考3 C1階層からC4階層（市区町村民税所得割の額が77,101円未満の世帯に限る。）までに属する世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯（特定世帯という。以下同じ。）である場合の利用者負担額は、この表、備考1及び備考2の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

- (1) 生活保護法に規定する要保護者
 (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
 (3) 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅障がい児(者)に限る。）
 (4) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障がい児(者)に限る。）
 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障がい児(者)に限る。）
 (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障がい児(者)に限る。）
 (7) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給権者その他これに準ずる者（在宅障がい児(者)に限る。）
 (8) その他市長が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

利用者負担額（月額）	
保育標準時間	保育短時間
7,000	6,800

備考4 教育・保育給付認定保護者の属する世帯が、特定世帯であって、かつ、特定被監護者等が2人以上属する世帯である場合の、当該特定被監護者等のうち出生順位が第2位以降の子どもに係る利用者負担額は、この表及び備考1から備考3までの規定にかかわらず、0円とする。

10 保育施設等の給食

(1) 保育施設等における食物アレルギー対応

保育施設等における食物アレルギー対応は、医師の指示に基づき、家庭と保育施設等が共通理解をすることが重要です。しかしながら、各保育施設等における対応方法はそれぞれ異なってくることから、事前に入所を希望する保育施設等に相談してください。

高松市立保育所・こども園における食物アレルギー対応

高松市立保育所及びこども園の給食では、安全を最優先し、「除去食対応」をしています。除去食で対応できないメニューについては、御家庭から持参していただいています。

(2) 保育施設等にて食物アレルギー対応が必要な場合の入所までの流れ

入所面接時には、食物アレルギーの内容等について伝えるとともに、入園を希望する保育施設等へ、対応について、相談してください。

入所内定後には、施設にて、「アレルギー疾患生活管理指導表」を受け取り、医療機関にて記入してもらってください。生活管理指導表の内容をもとに、施設での具体的な対応方法について、個別に相談させていただきます。

高松市ホームページの
「保育施設等の給食についての御質問」
についても御覧ください。

高松市 保育施設等の給食について

検索



(3) 3歳児クラス以上の子どもの給食費（副食費）

幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額は無償化されましたが、給食費については、引き続き、保護者の方に御負担いただくこととなっております。これまでの主食費分と合わせて、副食費分を保育所等にお支払いいただくこととなりますので、御理解・御協力の程、お願いいたします。

給食費は、施設等の利用を開始した月から、毎月納めていただきます。月の途中での退所（園）・利用の取り止めや、欠席をした場合でも、その月の給食費は全額を納めていただきますので、御了承ください。

給食費を滞納すると、施設の運営に支障が生じ、入所を取り消すことがありますので、定められた期限までに必ず納付をしてください。

◆ 公立施設における給食費の納入

給食費は、口座振替、又は銀行等の窓口にて納めていただきます。

◆ 私立施設における給食費の納入

納入方法及び納入時期が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

◆ 給食費の免除

《免除対象者》

- ・世帯収入が360万円未満相当世帯の子ども
- ・第3子以降の子ども（小学校就学前で最年長の者を第1子とする出生順位第3子以降の者）

《免除方法》

実費徴収する給食費のうちの副食費分を徴収しません。

◆ **給食費の減額（公立施設を利用している場合）**

食物アレルギー等の理由で、ひと月の給食すべての提供を受ける予定がない場合は、その月の初日の3日前までに申請が必要となります。

《注意》

- ◆ 免除判定は、20ページの保育料算定と同様に、市区町村民税の課税額により4月と9月に行います。免除対象者に対しては、書面通知をいたします。
- ◆ 令和5年又は令和6年の1月1日に高松市以外に住民登録をしていた方は、マイナンバー制度の情報連携により、住民税が課税されている自治体に課税額を確認しますが、所得課税証明書の提出を依頼する場合があります。収入の申告がない方については、高松市で課税額を確認することができませんので、収入の申告をされるまでは、免除対象にはなりません。



1 1 幼稚園等の利用申込

(1) 4月入園利用申込【市立幼稚園】

※ 年度途中の入園を御希望の方は、30ページを御覧ください。

① 利用申込要件

特別な支援を要する幼児	左記以外の幼児
高松市で住民登録している幼児又は入園時までに高松市に住所を有する予定の幼児	
1号認定を希望する幼児（2号認定を申請し、保育施設等との併願を希望する幼児も含む。）	
特別な支援を要する幼児（※1参照）	

※1 特別な支援を要する幼児とは、発達障がいなどにより特別な支援が必要とされ、公立小学校での通級指導教室、特別支援学級への入級に相当する程度の障がいのある幼児のことをいいます。

② 保育区分

- ・ 3年保育（3歳児） 令和2年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた幼児
- ・ 2年保育（4歳児） 平成31年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた幼児
- ・ 1年保育（5歳児） 平成30年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた幼児

③ 利用申込受付期間及び場所

区分	3年保育（3歳児）・2年保育（4歳児）・1年保育（5歳児）	
	特別な支援を要する幼児	左記以外の幼児
受付期間	令和5年10月25日(水)～10月31日(火)	令和5年11月2日(木)～11月22日(水)
	8時30分～17時（土・日曜日、祝日を除く。）	
	※ ただし、園の行事等で平日が休業日になる場合もあります。入園を希望する幼稚園に御確認ください。	
受付場所	入園を希望する幼稚園（※2参照）	

◆ 空き状況については、入園希望の幼稚園にお問い合わせください。

※2 特別な支援を要する幼児についても、全ての幼稚園で利用申込を受け付けます。

④ 利用申込方法

区分	3年保育（3歳児）・2年保育（4歳児）・1年保育（5歳児）	
	特別な支援を要する幼児	左記以外の幼児
1	各幼稚園に備付けの「入園申込書」と「問診票」に必要事項を記入し、受付期間内に、希望する幼稚園に申し込んでください。	各幼稚園に備付けの「入園申込書」に必要事項を記入し、受付期間内に、希望する幼稚園に申し込んでください。
2	申し込む際には、入園を希望する幼児を同伴してください。当日、園で幼児及び保護者と簡単な面談を行います。	
3	複数の市立幼稚園・認定こども園（1号認定）に申し込むことはできません。複数の市立幼稚園・認定こども園（1号認定）に申し込んだ場合は、受付を取り消します。	
4	申込幼稚園で、幼児の状態や必要な支援等について面談を行います。面談の内容及び「問診票」等をもとに、高松市立幼稚園特別支援教育支援会において、入園及び支援の在り方について協議します。	11月2日（木）～11月22日（水）の間に入園希望幼稚園・こども園を2園まで変更することができます。その際は、幼稚園に提出した「入園申込書」を受け取り、新たに入園を希望する幼稚園・こども園に提出してください。

特別な支援を要する幼児は、③④の利用申込後、高松市立幼稚園特別支援教育支援会の結果通知後に、教育・保育給付認定申請書を幼稚園に御提出ください。その他の幼児は、利用申込時に、併せて御提出ください。*認定申請の必要書類については11ページを御覧ください。

⑤ 申込書の記載内容の変更

申込み後、住所・電話番号等記載内容に変更がありましたら、必ず申込書を提出した幼稚園に連絡してください。

⑥ 入園の優先措置

申込受付開始前日までに、兄や姉が在園し、令和6年度も在園する場合、その弟や妹については、抽選を行わず優先入園となります。ただし、2年保育（4歳児）については、定員に空きがある場合とします。

特別な支援を要する幼児は、高松市立幼稚園特別支援教育支援会における協議の結果、受入れが可能となれば、上記の優先措置が適用されます。

⑦ 申込状況の広報

令和5年11月7日（火）～11月24日（金）に、幼稚園の掲示板等で、前日（土・日曜日の場合は金曜日）までの当該幼稚園の申込状況をお知らせします。

⑧ 抽選の実施

令和5年11月22日（水）の申込締切時点において、定員を超える申込みがあった幼稚園は、抽選を行います。

抽選する場合は、当該幼稚園の掲示板等でお知らせするとともに、園から申込者に文書で通知します。

抽選に関するお問い合わせは、申込書を提出した幼稚園にお願いします。

⑨ 入園の決定通知

	特別な支援を要する幼児	左記以外の幼児
1	「高松市立幼稚園特別支援教育支援会協議結果通知書」を12月上旬頃に送付してお知らせします。	
2	定員を超える申込みがあった幼稚園は、抽選を行います。 ※「⑧抽選の実施」参照	
3	入園周知会の案内をもって内定通知に代えます（1月中旬頃に発送予定）。	
4	「教育・保育給付認定証」は、3月上旬頃に発送予定です。	
5	「入園許可決定通知書」は、4月中旬頃に発送予定です。	

⑩ その他のお知らせ

申込みに関するお問い合わせは、入園希望幼稚園又はこども保育教育課にお願いします。

申込受付期間以降の入園申込は、幼稚園の空き状況に応じて、随時受け付けます。

(2) 4月入園利用申込【市立認定こども園（1号認定）】

※ 年度途中の入園を御希望の方は、30ページを御覧ください。

① 利用申込要件

- 高松市で住民登録をしている幼児又は入園時まで高松市に住所を有する予定の幼児
- 1号認定を希望する幼児（2号認定を申請し、保育施設等との併願を希望する幼児も含む。）

② 保育区分

- ・ 3年保育（3歳児） 令和2年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた幼児
- ・ 2年保育（4歳児） 平成31年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた幼児
- ・ 1年保育（5歳児） 平成30年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた幼児

③ 利用申込受付期間及び場所

区分	3年保育（3歳児）・2年保育（4歳児）・1年保育（5歳児）
受付期間	令和5年11月2日（木）～11月22日（水）
	8時30分～17時（土・日曜日、祝日を除く。）
受付場所	入園を希望する認定こども園（※3参照）

◆ 空き状況については、入園希望の認定こども園にお問い合わせください。

※3 **特別な支援を要する幼児についても、すべての認定こども園で利用申込を受け付けます。**

④ 利用申込方法

区分	3年保育（3歳児）・2年保育（4歳児）・1年保育（5歳児）
1	各認定こども園に備付けの「入所申込書」に必要事項を記入し、受付期間内に、希望する認定こども園に申し込んでください（※4参照）。
2	申し込む際には、入園を希望する幼児を同伴してください。当日、園で幼児及び保護者と簡単な面談を行います。
3	複数の市立認定こども園（1号認定）・幼稚園に申し込むことはできません。複数の市立認定こども園（1号認定）・幼稚園に申し込んだ場合は、受付を取り消します。
4	11月2日（木）～11月22日（水）の間に入園希望認定こども園・幼稚園を2園まで変更することができます。その際は、認定こども園に提出した「入所申込書」を受け取り、新たに入園を希望する認定こども園・幼稚園に提出してください。

※4 **特別な支援を要する場合には、療育手帳や診断書、その他必要な書類を提出していただくことがあります。**

教育・保育給付認定に必要な書類の提出期間は、11月2日（木）～11月22日（水）です。利用申込時に併せて御提出ください（※必要書類については11ページを御覧ください。）。

⑤ 申込書の記載内容の変更

申込み後、住所・電話番号等記載内容に変更がありましたら、必ず申込書を提出した認定こども園に連絡してください。

⑥ 入園の優先措置

申込受付開始前日までに、兄や姉が在園し、令和6年度も在園する場合、その弟や妹については、抽選を行わず優先入園となります。ただし、2年保育（4歳児）については、1号認定の定員に空きがある場合とします。

⑦ 申込状況の広報

令和5年11月7日（火）～11月24日（金）に、各認定こども園の掲示板等で、前日（土・日曜日の場合は金曜日）までの当該認定こども園の申込状況をお知らせします。

⑧ 抽選の実施

令和5年11月22日（水）の申込締切時点において、定員を超える申込みがあった認定こども園は、抽選を行います。

抽選する場合は、当該認定こども園の掲示板等でお知らせするとともに、園から申込者に文書で通知します。抽選に関するお問い合わせは、申込書を提出した認定こども園にお願いします。

⑨ 入園の決定通知

1	定員を超える申込みがあった認定こども園は、抽選を行います。 ※ 「⑧抽選の実施」参照
2	入園周知会の案内をもって内定通知に代えます（1月中旬頃に発送予定）。
3	「教育・保育給付認定証」は、3月上旬頃に発送予定です。
4	「入所承諾通知書」は、4月中旬頃に発送予定です。

⑩ その他のお知らせ

申込みに関するお問い合わせは、入園希望認定こども園又はこども保育教育課にお願いします。

申込受付期間以降の入園申込は、認定こども園の空き状況に応じて、随時受け付けます。



(3) 年度途中の利用申込【市立幼稚園・市立認定こども園（1号認定）】

※ 年度途中の入園を希望される方のみ御覧ください。

① 申込受付期間・場所等

区 分	3年保育（3歳児）・2年保育（4歳児）・1年保育（5歳児）	
受付期間	随 時（土・日曜日、祝日を除く。） ※ ただし、幼稚園・認定こども園は園の行事等で平日が休業日になる場合もあります。 入園を希望する幼稚園・認定こども園に御確認ください。	
	8時30分～17時	
受付場所	入園を希望する幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。 （※5参照）	
申込方法	1	各幼稚園等に備付けの「入園申込書」（認定こども園は「入所申込書」）に必要事項を記入し、受付期間内に、希望する幼稚園等に申し込んでください。
	2	申し込む際には、入園を希望する幼児を同伴してください。当日、園で幼児及び保護者と簡単な面談を行います。

◆ 空き状況については、入園希望の幼稚園等にお問い合わせください。

※5 **特別な支援を要する幼児については、園の状況に応じての受け入れとなりますので、希望する幼稚園等又はこども保育教育課に御相談ください。**

申込時に、教育・保育給付認定に必要な書類も併せて提出してください。必要書類については、11ページを御覧ください。

② 申込書の記載内容の変更

申込み後、住所・電話番号等記載内容に変更がありましたら、必ず申込書を提出した幼稚園等に連絡してください。

③ その他のお知らせ

申込みについてのお問い合わせは、入園希望幼稚園等をお願いします。

(4) 私立の幼稚園等への利用申込

私立の幼稚園等の利用を希望する人は、施設ごとに申込方法や時期が異なりますので、利用希望の施設へ、直接お問い合わせください。

(5) 預かり保育の利用を希望する場合

40ページを御覧ください。

1 2 入園決定後の手続等（新制度に移行している幼稚園等）

（1）授業料の無償化

幼児教育・保育の無償化に伴い、授業料は0円となります。

※ 授業料以外に、給食費、PTA会費等の費用が必要です。
各施設にお問い合わせください。

（2）給食費

給食費については、幼児教育・保育無償化後も引き続き、保護者の皆様に御負担いただくこととなっておりますので、御理解の程、お願いいたします。

なお、給食費は、施設等の利用を開始した月から、毎月納めていただきます。

月の途中での退所（園）・利用の取り止めや、欠席をした場合でも、その月の給食費は全額を納めていただきますので、御了承ください。

給食費を滞納すると、施設の運営に支障が生じることとなりますので、定められた期限までに必ず納付をしてください。

幼稚園等における食物アレルギー対応は、医師の指示に基づき、家庭と幼稚園等が共通理解をすることが重要です。しかしながら、幼稚園等における対応方法はそれぞれ異なってくることから、事前に入園を希望する幼稚園等に相談してください。

◆ 市立幼稚園における給食費の納入

市立幼稚園を御利用の方は、各施設に、口座振替、又は銀行等の窓口にて納めていただきます。

◆ 市立こども園における給食費の納入

市立こども園を御利用の方は、高松市に、口座振替、又は銀行等の窓口にて納めていただきます。3歳児の4・8月分、4・5歳児の8月分については、徴収はありません。

◆ 私立施設における給食費の納入

私立施設を御利用の方は、納入方法及び納入時期が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

◆ 副食費の免除

《免除対象者》

- ・世帯収入が360万円未満相当世帯の子ども
- ・第3子以降の子ども（小学校第3学年終了前で最年長の者を第1子とする出生順位第3子以降の者）

《免除方法》

実費徴収する給食費のうちの副食費分を徴収しません。

◆ 給食費の減額（市立こども園を利用している場合）

食物アレルギー等の理由で、ひと月の給食すべての提供を受ける予定がない場合は、その月の初日の3日前までに（又は入園日の前日までに）申請が必要となります。

《注意》

- ◆ 免除判定は、市区町村民税の課税額により入園月と9月に行います。
免除対象者に対しては、入園月、9月及び継続児の場合は毎年4月に書面通知をいたします。
- ◆ 令和5年又は令和6年の1月1日に高松市以外に住民登録をしていた方は、マイナンバー制度の情報連携により、住民税が課税されている自治体に課税額を確認しますが、所得課税証明書の提出を依頼する場合があります。
収入の申告がない方については、高松市で課税額を確認することができませんので、収入の申告をされるまでは、免除対象にはなりません。



1 3 入園決定後の手続等（新制度に移行していない幼稚園）

（1）施設等利用給付認定

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、「子育てのための施設等利用給付」が導入されました。幼児教育・保育の無償化の対象となるために、保護者やお子さんの教育・保育の必要に応じた「施設等利用給付認定」を受けていただき、高松市から施設等利用給付の認定内容を通知します。

（2）施設等利用給付認定申請の対象者

高松市で住民登録をしており、幼稚園等・保育施設等の利用を希望するお子さんを持つ保護者が対象です（※高松市に転入される方は、転入前の市区町村で「施設等利用給付認定」を受けている場合であっても、高松市で新たに「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。）。

（3）施設等利用給付認定区分

「施設等利用給付認定」では、教育・保育の利用を希望する子どもについて、3つの認定区分があり、保育の必要性の認定に応じ、施設等利用給付の認定内容を通知します。

認定区分	無償化の対象時間	年齢	保育の必要性	所得制限
新1号	通常の教育時間	満3歳以上	なし	なし
新2号	通常の教育時間 預かり保育	満3歳に達する日以後の 最初の3月31日を経過した子ども	あり	なし
新3号	通常の教育時間 預かり保育	満3歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある子ども	あり	市区町村民税 非課税世帯のみ

※ 教育・保育給付認定区分と区別するため、施設等利用給付認定区分を「新〇号」という呼び方を通称として使用します。

（4）施設等利用給付認定の要件と有効期間

- ◆ 子どもの保護者（父及び母）が、次ページの「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する場合、新2号認定・新3号認定を受けることができます。
※高松市に転入予定の方は、利用希望月の1日までに住民登録をしてください。
- ◆ 施設等利用給付認定には有効期間があり、有効期間を過ぎた場合は施設等利用給付認定が失効します。再び施設等利用給付の認定を希望する場合は、改めて「施設等利用給付認定申請」が必要です。

▼施設等利用給付認定の新1号認定を受けた方▼

保育を必要とする事由	有効期間
必要なし	小学校就学前まで

▼施設等利用給付認定の新2号認定・新3号認定を受けた方▼

保育を必要とする事由		施設等利用給付認定の有効期間
① 就労	<p>労働することを常態としているため、子どもの保育ができない場合（1か月64時間以上勤務していること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイム勤務のほか、パートタイム、夜間勤務など基本的にすべての就労形態が該当します。 ・居宅内での労働（自営業、在宅勤務等）を含みます。 ・無収入のボランティア活動等は、就労とは認められません。 	<p>[新2号認定] 小学校就学前まで</p> <p>[新3号認定] 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで</p> <p>この内で、必要と認められる期間。</p>
② 妊娠・出産	<p>妊娠中、又は出産後で間がないため、子どもの保育ができない場合</p>	<p>出産予定日が属する月の2か月前から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで</p> <p>ただし、</p> <p>[新2号認定] 小学校就学前まで</p> <p>[新3号認定] 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで</p>
③ 疾病・障がい	<p>疾病や負傷、又は精神若しくは身体に障がいをもっているため、子どもの保育ができない場合</p>	<p>①就労の有効期間と同じ</p>
④ 介護・看護	<p>同居又は長期間入院等をしている親族を、常時、介護又は看護するため、子どもの保育ができない場合（1か月64時間以上介護又は看護を行っていること。）</p>	<p>①就労の有効期間と同じ</p>
⑤ 災害復旧	<p>火災、風水害、地震その他災害により、家屋を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、子どもの保育ができない場合</p>	<p>①就労の有効期間と同じ</p>

⑥ 求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を行っているため、子どもの保育ができない場合	認定日からその日の属する月の翌々月の末日まで（3か月） ただし、 [新2号認定] 小学校就学前まで [新3号認定] 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで
⑦ 就学	就学（通信教育を除き、職業訓練校等における職業訓練を含む。）のため、子どもの保育ができない場合（1か月の就学時間が64時間以上以上であること。）	保護者の卒業・修了予定日が属する月の月末まで ただし、 [新2号認定] 小学校就学前まで [新3号認定] 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで
⑧ 虐待・DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合や、配偶者からの暴力により、子どもの保育ができない場合	①就労の有効期間と同じ
⑨ 育児休業取得時に、既に認可外保育施設を利用している	当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前の子どもが認可外保育施設を利用しており、継続利用を希望している場合	既に認可外保育施設を利用している子どもの入所（園）日から当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで（ただし、当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日が属する年度の初日の前日に、施設等利用給付認定の子どもが5歳に達している場合は、小学校就学の始期に達する日の前日まで（*）となります。） * 育児休業を取得している期間（育児休業の期間の末日の属する月の末日）を限度とします。
⑩ その他、市長が上記の事由に類すると認める事由に該当すること。		市長が必要と認める期間

※ 各事由において、次年度の現況届を提出することにより、新3号認定から新2号認定に切り替わります。

(5) 認定申請に必要な書類

書類の記入に当たっては、黒又は青のボールペンを使用してください（消えるボールペンは使用しないでください。）。

訂正する場合は、訂正印（押印のない書類については、記入者のサイン）が必要です。修正液等による訂正はできません。

全ての方に提出が必要な書類

○「高松市施設等利用給付認定申請書兼現況届」

・・・子ども1人につき1枚

○「マイナンバー提供書」

・・・1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚）。申請者についてのみ、次のA・Bいずれかの「マイナンバー確認書類」及び「身元確認書類」を提示（又は写しを提出）してください。ただし、申請者以外の代理人が提出する場合は、代理人の「身元確認書類」も提示してください。なお、申請者以外の代理人が提出する場合は、当該提供書裏面の委任状が必要です。

区分	マイナンバー確認書類	身元確認書類
A	マイナンバーカード（顔写真付き）	
B	マイナンバー通知カード（住所等が一致しているもの）、住民票の写し（マイナンバー記載あり）、住民票記載事項証明書（マイナンバー記載あり）のいずれか1点	<p>【1点で良いもの】 顔写真付きの公的な身分証明書（運転免許証、パスポート、障害者手帳等）</p> <p>【2点必要なもの】 公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書等</p>

家庭状況により提出が必要な書類

① 該当する御家庭のみ必要な書類

・・・子ども、保護者又は同居者（世帯分離している場合を含む。）が次に該当する場合は、別途、書類の提出が必要です（該当者1人につき1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚））

対象となる事柄	提出書類
お子さん、保護者又は同居親族が障害者手帳等の交付を受けている場合	各種障害者手帳の写し
生活保護を受給している場合	生活保護受給者証（高松市が発行しているもの）の写し
ひとり親家庭の場合	児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証（高松市が発行しているもの）の写し 上記書類が提出できない場合は、離婚日が記載された戸籍謄本又は抄本（写しでも可）及び子どもの健康保険証（申請者の被扶養者となっているもの）の写し

② 市区町村民税所得課税証明書

- ・・・令和5年又は令和6年の1月1日時点で高松市以外に住民登録をしていた方は、マイナンバー制度の情報連携により、住民税が課税されている自治体に課税額を確認しますが、所得課税証明書の提出が必要な場合があります（新3号認定の判定又は副食費免除判定に用いるため。）。

新2号認定・新3号認定を希望する場合のみ必要な書類

○保育を必要とすることを証する添付書類（下表参照）

- ・・・保護者（父及び母）1人につき1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚）

保育を必要とする事由	添付書類
① 就労（自営業・内職を含む。） ※ パート、内定、育児休業復帰等を含む。	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ※ 自営業（*）の場合は、営業許可証、請負契約書、納品書等の自営業が確認できるもの（事業主でない場合は、給与明細、タイムカード等の就労が確認できるもの）の写しを添付 ※ 内職の場合で、事業者が就労時間及び就労実績について証明しない場合は、当該証明しない事項について就労者本人が証明した就労証明書を添付
② 妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産申立書（母子健康手帳（表紙と出産予定日の分かる面）の写しを添付）
③ 疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病・障がい等申立書（診断書原本又は障害者手帳の写しを添付）
④ 介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・看護申立書（診断書原本又は障害者手帳若しくは介護保険被保険者証の写しを添付）
⑤ 災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被災証明書等
⑥ 求職活動	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動申立書
⑦ 就学	<ul style="list-style-type: none"> ・就学・技能習得等申立書（在学証明書等及びカリキュラム等の就学時間を確認できる書類を添付）
⑧ 虐待・DV	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関が発行する、事実を証明できる書類
⑨ 育児休業取得時に、既に、認可外保育施設を利用している	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書

- * 子どもの父、母又は祖父母が事業所等（法人を除く。）の代表者である場合又はこれらの者が代表者である事業所等（法人を除く。）で就労している場合（農漁業を含む。）をいいます。

(6) 施設等利用給付認定申請書の提出先

入園が決定した幼稚園等に提出してください。総合センター・支所では受け付けできません。

提出期日については、各幼稚園等に御確認の上、提出をお願いします。

※ マイナンバー提供書については必ず封入・封緘し、申請書と一緒に提出してください。

(7) 施設等利用給付認定後の手続

◆ 現況届の提出

施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受けた方について、保護者の状況（氏名・住所等）、世帯の状況や保育を必要とする事由などの変更の有無について、1年に1回、現況届及び御家庭の状況が分かる書類の提出を求めています（毎年10月下旬頃、入所施設を通じて案内します。）。

※ 提出する書類は、施設が確認することがあります。

◆ 施設等利用給付認定の変更申請

施設等利用給付認定を受けた方について、保育を必要とする事由又は家庭状況に変更があった場合には、その都度必要書類を御提出ください。

提出方法	入所している幼稚園等の施設長を経由してこども保育教育課に提出
提出締切日	変更希望月の前月25日の17時（25日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日の17時）まで（こども保育教育課に必着。） ※いずれも締切日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日の17時まで。

内容	必要書類
保護者の婚姻・離婚、転居等により、世帯員に増減があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市施設等利用給付認定変更申請書 ・離婚の場合：戸籍謄本又は抄本（写しでも可）及び子どもの健康保険証（申請者の被扶養者となっているもの）の写し ・婚姻の場合：世帯に加わる方の37ページ掲載の保育を必要とする事由に応じた、保育を必要とすることを証する書類及びマイナンバー提供書等
お子さん又は同居親族が障害者手帳等の各種手帳を取得した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市施設等利用給付認定変更申請書 ・障害者手帳の写し
生活保護を受給することになった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市施設等利用給付認定変更申請書 ・生活保護受給者証の写し
ひとり親家庭になった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市施設等利用給付認定変更申請書 ・児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証（高松市が発行しているもの）の写し
保育を必要とする事由の変更（求職活動中→勤務内定など）の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市施設等利用給付認定変更申請書 ・37ページ掲載の保育を必要とする事由に応じた、保育を必要とすることを証する添付書類

※ 上記以外にも、施設等利用給付認定を受けた方について、認定内容に変更が生じた場合は、その都度、変更申請手続が必要となります。詳しくは、こども保育教育課までお問い合わせください。

(8) 授業料の無償化

- ◆ **新制度に移行していない私立幼稚園**は、各園が定める授業料と幼児教育・保育の無償化による上限月額（25,700円）の差額分を、各園に納めていただきます。
- ◆ **香川大学教育学部附属幼稚園高松園舎**は、園が定める授業料全額を納めていただきます。その後、保護者の方から提出された請求書等により、上限月額（8,700円）まで、高松市こども保育教育課からお支払いいたします。詳細については、別途通知いたします。
- ◆ 納入方法及び納入時期は各園で異なりますので、各園にお問い合わせください。
 - ※ 授業料以外に、給食費、PTA会費等の費用が必要です。各園にお問い合わせください。

(9) 給食費

幼児教育・保育の無償化により、利用者負担額は無償化されましたが、給食費については、引き続き、保護者の方に御負担いただくこととなっております。御理解・御協力の程、お願いいたします。

◆ 新制度に移行していない幼稚園における給食費の納入

納入方法及び納入時期が異なりますので、各施設にお問い合わせください。給食費を滞納すると、施設の運営に支障が生じることとなります。定められた期限までに必ず納付をしてください。

◆ 副食費の免除

《免除対象者》

- ・世帯収入が360万円未満相当世帯の子ども
- ・第3子以降の子ども（小学校第3学年終了前で最年長の者を第1子とする出生順位第3子以降の者）

《免除方法》

- ・各施設において対応が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

◆ 注意事項

- ・免除判定は、市区町村民税の課税額により入園月と9月に行います。免除対象者に対しては、入園月、9月及び継続児の場合は毎年4月に書面通知をいたします。
- ・令和5年又は令和6年の1月1日に高松市以外に住民登録をしていた方は、マイナンバー制度の情報連携により、住民税が課税されている自治体に課税額を確認しますが、所得課税証明書の提出を依頼する場合があります。
収入の申告がない方については、高松市で課税額を確認することができませんので、収入の申告をされるまでは、免除対象にはなりません。

1 4 預かり保育の無償化

(1) 無償化対象者

施設等利用給付認定の新2号認定又は新3号認定を受けた方が利用した場合、上限月額までの範囲で、利用日数に応じて、預かり保育の利用料が無償化されます。

施設等利用給付認定区分 (教育・保育給付認定と区別するため、「新〇号」という呼び方を通称として使用します。)

認定区分	無償化の対象時間	年齢	保育の必要性	所得制限	無償化の上限月額
新2号	通常保育の教育時間 預かり保育	満3歳に達する日以後の 最初の3月31日を経過した子ども	あり	なし	11,300円
新3号	通常保育の教育時間 預かり保育	満3歳に達する日以後の 最初の3月31日をまでの間にある子ども	あり	市区町村民税 非課税世帯のみ	16,300円

※ 新制度に移行している幼稚園に在籍し、預かり保育の無償化認定を受けたい場合は、34～38ページを御参照ください。なお、認定に必要な書類は、在籍の園に提出してください。総合センター・支所では受け付けできません。

※ 月の途中から認定を受けることができます。その場合は、無償化の上限月額を日割計算した額を当該月の無償化の上限額とします。

(2) 無償化対象施設(事業)

① 在籍する幼稚園等の預かり保育が無償化対象となります。(※1)算定例については次ページ参照

② 在籍する幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満)に限り、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用が無償化対象となります。(※2)算定例については次ページ参照

※ 無償化対象施設(42～45ページ参照)については、随時更新しますので、高松市ホームページの「令和元年10月1日からの無償化対象施設等について」に掲載している『特定子ども・子育て支援施設等一覧』で最新の情報を御確認ください(各対象施設の預かり保育事業における提供量についても記載しています。)

(3) 支払(給付)方法

支払方法は在籍している園によって異なります。在籍の園又は高松市に御確認ください。

◆「法定代理受領」 無償化分を差し引いた金額を施設に支払う方法

◆「償還払い」 一旦利用料の全額を施設に支払い後、高松市に請求をして、無償化対象金額の払戻しを受ける方法

- ・ 請求書の提出は、3か月毎に、年4回です。
- ・ 請求書の様式や記載例は、在籍の園又はこども保育教育課窓口で受け取っていただくか、高松市ホームページからダウンロード(「償還払い」で検索)してください。
- ・ 保護者の方が記入する書類は、①請求書、②内訳書の2種類です。施設で発行される提供証明書及び領収証とあわせて御提出ください。
- ・ 提出の方法や書類提出の期限等については、提出月の前月末までに高松市ホームページ又は広報によりお知らせいたします(在籍の園が取りまとめを行う場合は園の指定期限等に従ってください。)

高松市ホームページ



(4) 算定例

- ◆ 在籍する幼稚園等の預かり保育を利用する場合の月内の給付額算定例（※1の場合）
⇒ 預かり保育の利用日数×日額単価（450円）で、月ごとに給付限度額を計算します。

例①【時間設定】	例②【日額設定】	例③【月額設定】
【前提①】預かり保育利用料設定 100円/時間	【前提①】預かり保育利用料設定 400円/日	【前提①】預かり保育利用料設定 10,000円/月
【前提②】利用日数 20日（1日3時間）	【前提②】利用日数 20日	【前提②】利用日数 18日
≪各月給付限度額≫・・・A 450円×20日=9,000円	≪各月給付限度額≫・・・A 450円×20日=9,000円	≪各月給付限度額≫・・・A 450円×18日=8,100円
≪各月利用実額≫・・・B 100円×3時間×20日=6,000円	≪各月利用実額≫・・・B 400円×20日=8,000円	≪各月利用実額≫・・・B 10,000円
≪給付額の算出≫ A 9,000円 > B 6,000円 ⇒6,000円が給付される。	≪給付額の算出≫ A 9,000円 > B 8,000円 ⇒8,000円が給付される。	≪給付額の算出≫ A 8,100円 < B 10,000円 ⇒8,100円が給付される。

- ◆ 預かり保育に加えて認可外保育施設等を利用する場合の月内の給付額算定例（※2の場合）
⇒ 預かり保育の無償化上限額から預かり保育の無償化給付額を差し引いた額を給付します。

例①【預かり保育+認可外保育施設】	例②【預かり保育なし+一時預かり+ファミサポ】
≪算定例の前提≫ 4歳児が預かり保育を15日利用し（400円/日）、 認可外保育施設を月5日利用（3,000円/日）。	≪算定例の前提≫ 4歳児が預かり保育を利用せず、 一時預かりを一日3時間・月5日（1,000円/時間）、 ファミサポを一日3時間・月5日利用（700円/時間）。
≪預かり保育の無償化給付額≫ (実利用料) (給付限度額) 400円×15日=6,000円 < 450円×15日=6,750円 ⇒実利用料の方が小さいため、6,000円を給付	≪預かり保育の無償化給付額≫ 0円
≪当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額≫ 11,300円-6,000円=5,300円	≪当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額≫ 11,300円-0円=11,300円
≪認可外保育施設の無償化給付額≫ (実利用料) (給付限度額) 3,000円×5日=15,000円 > 5,300円 ⇒給付限度額の方が小さいため、5,300円を給付	≪一時預かり事業・ファミサポの無償化給付額≫ 一時預かり事業：1,000円×3時間×5日=15,000円-① ファミサポ：700円×3時間×5日=10,500円-② ①+②=25,500円
≪給付額の算出≫ 6,000円+5,300円=11,300円 ⇒預かり保育との合計で、11,300円が給付される。	≪給付額の算出≫ (実利用料) (給付限度額) 25,500円 > 11,300円 ⇒給付限度額の方が小さいため、11,300円が給付される。

★ 幼稚園等に在籍せず認可外保育施設等のみを御利用の場合も、施設等利用給付認定の新2号認定又は新3号認定を受けた方は、月額給付限度額までの給付が受けられる場合があります。詳細は高松市ホームページを御確認いただくか、こども保育教育課（TEL087-839-2358）までお問い合わせください。

(5) 特定子ども・子育て支援施設等一覧（令和5年9月1日現在）

No.	施設又は事業の種類	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	設置者又は事業者の名称	預かり保育事業における提供量について (平日8時間かつ年間200日以上提供)	確認年月日
1	幼稚園(特定教育・保育施設であるものを除く。)	マリア幼稚園	高松市多肥下町14-3	学校法人高松聖母被昇天学院	-	令和元年8月22日
2		栗林幼稚園	高松市栗林町二丁目19-4	学校法人栗林学園	-	令和元年8月22日
3		相愛幼稚園	高松市仏生山町甲546	学校法人相愛学園	-	令和元年8月22日
4		太田百華幼稚園	高松市太田上町932	学校法人百華学園	-	令和元年8月22日
5		光華幼稚園	高松市瓦町一丁目13-8	学校法人光華学園	-	令和元年8月22日
6		くにとう幼稚園	高松市伏石町1611	学校法人国東学園	-	令和元年8月22日
7		香川大学教育学部附属幼稚園高松園舎	高松市番町五丁目1-55	国立大学法人香川大学	-	令和元年8月22日
1	認可外保育施設(企業主導型保育事業であるものを除く。)	光華保育園	高松市瓦町一丁目13-8	宗教法人高善寺	-	令和元年8月22日
2		保育サポートひまわりイオン高松店	高松市香西本町1-1	有限会社FineStyle	-	令和元年8月22日
3		24時間保育クラブキッズ	高松市藤塚町二丁目12-13 第2 八十八ビル	株式会社クラブキッズ	-	令和元年8月22日
4		夜間保育カナリヤ瓦町園	高松市瓦町二丁目6-3	松熊 徳海	-	令和元年8月22日
5		リバティールインターナショナルアカデミー高松校 英語バイリンガル保育園	高松市元山町689-2	株式会社リバティールインターナショナルアカデミー	-	令和元年8月22日
6		ブリスクール イングリッシュワールド	高松市太田上町969	有限会社EW	-	令和元年8月22日
7		トビウメ小児科医院付属 一時預かり保育室あすなろ	高松市伏石町1352-2	飛梅 董	-	令和元年8月22日
8		事業所内保育所たまも(休止中)	高松市北浜町7-10	社会福祉法人さめぎ	-	令和元年8月22日
9		英語保育園リトルダビンチ	高松市今里町二丁目14-10	株式会社englishbiz	-	令和元年8月22日
10		高松インターナショナルスクール	高松市番町二丁目4-27 番町スクエア2階	ACKRY株式会社	-	令和元年8月22日
11		屋島総合病院 院内保育所	高松市屋島西町2105-17	香川県厚生農業協同組合連合会	-	令和元年8月22日
12		高松赤十字病院院内保育所	高松市番町四丁目14-20	高松赤十字病院	-	令和元年8月22日
13		地域医療機構つりりん病院 つりりん保育所	高松市栗林町三丁目8-3	独立行政法人地域医療機能推進機構つりりん病院	-	令和元年8月22日
14		高松市立みんなの病院 院内保育所「どんぐり」	高松市仏生山町甲906-6	高松市病院事業管理者 和田 大助	-	令和元年8月22日
15		独立行政法人国立病院機構高松医療センター さくら保育所	高松市新田町乙8	独立行政法人国立病院機構高松医療センター	-	令和元年8月22日
16		香川ヤクルト販売株式会社 中央保育所	高松市林町1479-1	香川ヤクルト販売株式会社	-	令和元年8月22日
17		香川ヤクルト販売株式会社 一宮保育所	高松市寺井町1102-1	香川ヤクルト販売株式会社	-	令和元年8月22日
18		香川ヤクルト販売株式会社 牟礼保育所	高松市牟礼町大町1012-1	香川ヤクルト販売株式会社	-	令和元年8月22日
19		託児所モンシュシュ(休止中)	高松市国分寺町新名482-1	社会福祉法人棧会	-	令和元年8月22日
20		二番丁幼稚園	高松市昭和町二丁目7-1	学校法人二番丁学園	-	令和元年8月22日
21		託児所エンジェル	高松市一宮町880-1	社会福祉法人喜勝会	-	令和元年9月6日
22		Petit-Petite	高松市香南町横井98-13	宮本 尚枝	-	令和元年9月6日
23		森のようちえん お山歩隊	高松市西植田町6047	代表理事 湊 千恵	-	令和元年9月6日
24		社会福祉法人恩賜財団済生会支部 香川県済生会病院 なでしこ保育所	高松市多肥上町1296-5	社会福祉法人恩賜財団済生会支部香川県済生会	-	令和元年9月6日
25		あおぞら園	高松市福岡町4丁目12-18	四國産業株式会社	-	令和2年4月1日
26		にこにこ保育教育研究センター附属保育園きらきら	高松市太田下町2350-1	株式会社チャイルドケアニ四	-	令和4年4月1日
1	認可外保育施設(居宅訪問型保育事業)	保育サポートひまわり	高松市香西本町1-1	有限会社FineStyle	-	令和元年8月22日
2		小杉 恵久美	高松市国分寺町新名1469-75	小杉 恵久美	-	令和元年9月30日
1	預かり保育事業	高松市立木太幼稚園	高松市木太町3901-1	高松市	提供なし	令和元年8月22日
2		高松市立木太北部幼稚園	高松市木太町2604-5	高松市	提供なし	令和元年8月22日
3		高松市立栗山幼稚園	高松市牟礼町牟礼3028	高松市	提供なし	令和2年4月1日
4		高松市立国分寺北部幼稚園	高松市国分寺町新居1870-2	高松市	提供なし	令和2年4月1日

No.	施設又は事業の種類	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	設置者又は事業者の名称	預かり保育事業における提供量について(平日8時間かつ年間200日以上)の提供	確認年月日
5	預かり保育事業	高松市立国分寺南部幼稚園	高松市国分寺町福家甲3123-1	高松市	提供なし	令和2年4月1日
6		高松市立前田幼稚園	高松市前田東町788-1	高松市	提供なし	令和4年4月1日
7		高松市立立川添幼稚園	高松市東山崎町601	高松市	提供なし	令和4年4月1日
8		高松市立一宮幼稚園	高松市一宮町1233-2	高松市	提供なし	令和4年4月1日
9		高松市下笠居こども園	高松市生島町335	高松市	提供なし	令和元年8月22日
10		高松市はらこども園	高松市牟礼町原570-1	高松市	提供なし	令和元年8月22日
11		高松市庵治こども園	高松市庵治町853-1	高松市	提供なし	令和元年8月22日
12		高松市香南こども園	高松市香南町横井865-1	高松市	提供なし	令和元年8月22日
13		高松市塩江こども園	高松市塩江町安原下第1号887	高松市	提供なし	令和元年8月22日
14		高松市川東こども園	高松市香川町川東上1987-4	高松市	提供なし	令和元年8月22日
15		高松市林こども園	高松市林町1405-4	高松市	提供なし	令和2年4月1日
16		高松市屋島こども園	高松市屋島西町1744-1	高松市	提供なし	令和2年4月1日
17		高松市川島こども園	高松市川島東町253-4	高松市	提供なし	令和3年4月1日
18		高松市浅野こども園	高松市香川町浅野816-1	高松市	提供なし	令和3年4月1日
19		屋島教会幼稚園	高松市屋島西町1392-7	学校法人屋島教会学園	提供あり	令和元年8月22日
20		青空幼稚園	高松市三条町498	喜岡 信行	提供あり	令和元年8月22日
21		まゆみ幼稚園	高松市檀紙町1541-4	学校法人まゆみ学園	提供あり	令和元年8月22日
22		二番丁幼稚園	高松市昭和町二丁目7-1	学校法人二番丁学園	提供あり	令和元年8月22日
23		ときわ幼稚園	高松市飯田町138	学校法人ときわ幼稚園	提供あり	令和元年8月22日
24		高松聖母幼稚園	高松市番町二丁目4-31	学校法人聖母学園	提供あり	令和元年8月22日
25		愛育幼稚園	高松市西ハゼ町310	学校法人小山学園	提供あり	令和元年9月6日
26		サンシャインこどもの森	高松市上林町502-2	学校法人古高松学園	提供あり	令和元年8月22日
27		いずみこども園	高松市国分寺町国分2408	社会福祉法人いずみ保育園	提供あり	令和元年8月22日
28		認定こども園高松東幼稚園	高松市春日町688	学校法人四国高松学園	提供あり	令和元年8月22日
29		幼保連携型認定こども園新田幼稚園	高松市新田町甲2630-1	学校法人新田学園	提供あり	令和元年8月22日
30		幼保連携型認定こども園すまいる	高松市三名町591-1	社会福祉法人ゆたか	提供あり	令和元年8月22日
31		認定こども園やしま幼稚園	高松市屋島西町2477-4	学校法人やしま学園	提供あり	令和元年8月22日
32		高松聖ヤコブ幼稚園	高松市西宝町二丁目3-14	学校法人高松聖ヤコブ幼稚園	提供あり	令和元年8月22日
33		認定こども園亀阜幼稚園	高松市宮脇町一丁目2-23	学校法人亀阜学園	提供あり	令和元年8月22日
34		らく楽寺井幼稚園	高松市寺井町1369-4	学校法人らく楽学園	提供あり	令和元年8月22日
35		幼稚園型認定こども園つくし幼稚園	高松市高松町1711-7	学校法人古高松学園	提供あり	令和元年8月22日
36		メリーGOランド高松園	高松市成合町796-1	株式会社MGL Takamatsu	提供あり	令和元年8月22日
37		認定こども園勅使百華幼稚園	高松市勅使町955	学校法人香川県百華学園	提供あり	令和元年9月6日
38		認定こども園 和光こども園	高松市川部町1561-1	社会福祉法人和光保育園	提供あり	令和元年9月6日
39		幼保連携型認定こども園カナン保育園	高松市仏生山町甲745-2	社会福祉法人カナン福祉センター	提供あり	令和元年9月6日
40		幼保連携型認定こども園カナン十河こども園	高松市十川西町546-1	社会福祉法人カナン福祉センター	提供あり	令和元年9月6日
41		認定こども園 西光寺保育所	高松市前田西町167-1	社会福祉法人慈光福祉会	提供あり	令和3年4月1日
42		幼保連携型 円座百華こども園	高松市円座町1478-1	社会福祉法人香川県百華福祉会	提供あり	令和3年4月1日
43		認定こども園 高松くりの木学舎	高松市花園町3-4-5	社会福祉法人長尾福祉会	提供あり	令和3年4月1日
44		幼保連携型認定こども園 川添こども園	高松市下田井町52	社会福祉法人ミハル福祉会	提供なし	令和3年8月1日

No.	施設又は事業の種類	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	設置者又は事業者の名称	預かり保育事業における提供量について (平日8時間かつ年間200日以上提供)	確認年月日	
45	預かり保育事業	高松中央高校幼稚園	高松市松島町一丁目14-8	学校法人高松中央高等学校	提供あり	令和元年9月6日	
46		マリア幼稚園	高松市多肥下町14-3	学校法人高松聖母被昇天学院	提供あり	令和元年9月6日	
47		のぞみ幼稚園	高松市屋島中町30	学校法人のぞみ学園	提供あり	令和元年9月6日	
48		栗林幼稚園	高松市栗林町二丁目19-4	学校法人栗林学園	提供あり	令和元年9月6日	
49		高松幼稚園	高松市亀岡町1-6	学校法人高松学園	提供あり	令和元年9月6日	
50		桜町聖母幼稚園	高松市桜町一丁目8-13	学校法人聖母学園	提供あり	令和元年9月6日	
51		相愛幼稚園	高松市仏生山町甲546	学校法人相愛学園	提供あり	令和元年9月6日	
52		太田百華幼稚園	高松市太田上町932	学校法人百華学園	提供あり	令和元年9月6日	
53		光華幼稚園	高松市瓦町一丁目13-8	学校法人光華学園	提供あり	令和元年9月6日	
54		くにとう幼稚園	高松市伏石町1611	学校法人国東学園	提供あり	令和元年9月6日	
55		認定こども園中野保育所	高松市中野町27-5	社会福祉法人つくし福祉会	提供あり	令和元年9月30日	
56		認定こども園春日こども園	高松市春日町1287-1	社会福祉法人未知の会	提供あり	令和元年9月30日	
57		認定こども園花ノ宮こども園	高松市花ノ宮町一丁目10-22	社会福祉法人未知の会	提供あり	令和元年9月30日	
58		幼保連携型 勅使百華こども園	高松市勅使町955	社会福祉法人香川県百華福祉会	提供あり	令和4年4月1日	
59		みらい学園	高松市木太町3429-3	社会福祉法人鶴足津福祉会	提供あり	令和4年6月13日	
1		一時預かり事業 (一般型)	高松市立桜町保育所	高松市桜町一丁目3-15	高松市	-	令和元年8月22日
2			高松市立弦打保育所	高松市鶴市町359-1	高松市	-	令和元年8月22日
3			こぶし今里保育園	高松市今里町一丁目7-2	社会福祉法人こぶし福祉会	-	令和元年9月6日
4			こぶし中央保育園	高松市木太町5089-9	社会福祉法人こぶし福祉会	-	令和元年9月6日
5	みのり保育園		高松市国分寺町福家甲1982	社会福祉法人龍華福祉会	-	令和元年9月6日	
6	高松市下笠居こども園		高松市生島町335	高松市	-	令和元年8月22日	
7	高松市はらこども園		高松市牟礼町原570-1	高松市	-	令和元年8月22日	
8	高松市庵治こども園		高松市庵治町853-1	高松市	-	令和元年8月22日	
9	高松市香南こども園		高松市香南町横井865-1	高松市	-	令和元年8月22日	
10	高松市塩江こども園		高松市塩江町安原下第1号887	高松市	-	令和元年8月22日	
11	高松市川東こども園		高松市香川町川東上1987-4	高松市	-	令和元年8月22日	
12	高松市林こども園		高松市林町1405-4	高松市	-	令和2年4月1日	
13	高松市屋島こども園		高松市屋島西町1744-1	高松市	-	令和2年4月1日	
14	高松市川島こども園		高松市川島東町253-4	高松市	-	令和3年4月1日	
15	高松市浅野こども園		高松市香川町浅野816-1	高松市	-	令和3年4月1日	
16	西春日保育所		高松市西春日町1407	社会福祉法人つくし福祉会	-	令和元年8月22日	
17	さんさん保育園		高松市香川町浅野834-1	社会福祉法人燦々会	-	令和元年8月22日	
18	八栗保育所		高松市牟礼町牟礼401	社会福祉法人八栗福祉会	-	令和元年8月22日	
19	認定こども園春日こども園		高松市春日町1287-1	社会福祉法人未知の会	-	令和元年8月22日	
20	認定こども園中野保育所		高松市中野町27-5	社会福祉法人つくし福祉会	-	令和元年8月22日	
21	認定こども園 高松くりの木学舎		高松市花園町3-4-5	社会福祉法人長尾福祉会	-	令和3年4月1日	
22	幼保連携型 勅使百華こども園		高松市勅使町955	社会福祉法人香川県百華福祉会	-	令和4年4月1日	
23	みどり栗林公園保育園		高松市栗林町一丁目18-30	株式会社みどり合同ホールディングス	-	令和元年9月6日	
24	レインボー恵保育園		高松市多肥上町1411-1	株式会社リンクスケア	-	令和元年9月6日	
25	しんじ保育園		高松市牟礼町原585-5	医療法人社団しん治歯科医院	-	令和元年9月6日	

No.	施設又は事業の種類	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	設置者又は事業者の名称	預かり保育事業における提供量について(平日8時間かつ年間200日以上提供)	確認年月日
26	一時預かり事業 (一般型)	幼保連携型認定こども園 新田幼稚園	高松市新田町甲2630-1	学校法人新田学園	-	令和元年9月30日
27		企業主導型事業所内保育所 和光保育園	高松市川部町1577-21	社会福祉法人和光保育園	-	令和元年9月30日
28		保育園アルベジオ高松多肥下町園	高松市多肥下町1524-15	株式会社アルベジオ	-	令和2年8月27日
29		保育園アルベジオ高松松縄町園	高松市松縄町28-20	株式会社アルベジオ	-	令和4年2月1日
1	一時預かり事業 (余裕活用型)	初音保育所	高松市番西本町17-1	社会福祉法人守里会	-	令和元年8月22日
2		あさがお保育園	高松市上林町69	社会福祉法人守里会	-	令和元年9月6日
3		いずみこども園	高松市国分寺町国分2408	社会福祉法人いずみ保育園	-	令和元年8月22日
4		いずみこども園分園	高松市国分寺町新居281-1	社会福祉法人いずみ保育園	-	令和元年8月22日
5		幼保連携型認定こども園カナン保育園	高松市仏生山町甲745-2	社会福祉法人カナン福祉センター	-	令和3年9月1日
6		幼保連携型カナン十河こども園	高松市十川西町546-1	社会福祉法人カナン福祉センター	-	令和3年9月1日
7		栗林にこにこ保育園	高松市栗林町二丁目3-2	社会福祉法人にこにこ福祉会	-	令和4年4月1日
8		保育の家 みいろ	高松市香川町浅野668-5	株式会社みいろ	-	令和元年8月22日
9		にじいろさざぎ保育園	高松市多肥上町1622-13	特定非営利活動法人高松・絆ねつとハイジ	-	令和元年9月6日
10		にこにこ保育園	高松市林町294-1	株式会社チャイルドケアニ四	-	令和2年4月1日
11		スマはび保育園 なないろstation	高松市多肥上町1301-3	社会福祉法人笑愛会	-	令和4年4月1日
12		小規模保育施設おひさま保育園	高松市三条町494-1	喜岡 信行	-	令和4年4月1日
1	病児保育事業 (体調不良児対応型)	高松赤十字病院院内保育所	高松市番町四丁目14-20	高松赤十字病院	-	令和元年8月22日
1	病児保育事業	トビウメ小児科医院付属病児保育室子どもの家	高松市伏石町1352-2	トビウメ小児科医院	-	令和元年8月30日
2		西岡医院病児保育室レインボーキッズ	高松市寺井町1385-10	医療法人社団仁泉会	-	令和元年8月30日
3		小林内科小児科医院付属病児保育室すこやかルーム	高松市屋島西町2474-1	医療法人社団小林内科小児科医院	-	令和元年8月30日
4		へいわこどもクリニック 病児保育はとぼっぼ	高松市栗林町一丁目4-11	香川医療生活協同組合へいわこどもクリニック	-	令和元年8月30日
5		しぶやこどもクリニック病児保育にこにこすまいる	高松市牟礼町牟礼2100-1	医療法人社団しぶやこどもクリニック	-	令和元年8月30日
6		みどり栗林公園保育園	高松市栗林町一丁目18-30	株式会社みどり合同ホールディングス	-	令和元年8月30日
7		わき外科・内科クリニック病児保育室わきあいあいキッズ ルーム仏生山	高松市仏生山町甲460-8	医療法人社団わき外科クリニック	-	令和元年9月20日
8		レインボー恵保育園	高松市多肥上町1411-1	株式会社リンクスケア	-	令和元年9月20日
1	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	たかまつファミリー・サポート・センター	高松市松島町一丁目15-1 (たかまつミライエ3階)	特定非営利活動法人たかまつ男女共同参画ネット	-	令和元年8月30日

※在籍する幼稚園又は認定こども園（1号）が、預かり保育事業を実施していない場合や、預かり保育事業の提供量が十分な水準ではない場合（上表において、預かり保育事業における提供量について（平日8時間かつ年間200日以上提供）欄が「提供なし」の場合）に限り、預かり保育事業の無償化上限月額から預かり保育事業の無償化支給額を差し引いた額までの範囲で認可外保育施設等の利用料が無償化されます。

※特定の曜日（例えば毎週水曜日）において、定期的に教育時間を含めた預かり保育事業の時間が8時間を下回る場合は、その他の曜日における預かり保育事業の時間が8時間を超える場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象となります。

高松市公式ホームページの
「令和元年10月1日からの無償化対象施設等について」
も御覧ください。

高松市 無償化対象施設等 検索



御不明点等がある場合は、こども保育教育課 監査給付係（Tel087-839-2358）までお問い合わせください。

15 よくある質問

(1) 教育・保育給付認定に関すること

Q 1	共働きで幼稚園等と保育施設等を併願する予定です。 どのような教育・保育給付認定申請をすればよいですか。
併願をする場合、教育・保育給付認定申請は、1号認定と2号認定をそれぞれの受付場所に申請してください。幼稚園等又は保育施設等のどちらに入園するか決定した時点で、一方の教育・保育給付認定申請を取り下げてください。入園される施設に応じた教育・保育給付認定証を発行いたします。（1号認定と2号認定の併用はできませんので御注意ください。）なお、幼稚園等については、各園にて別途「利用申込み」をしていただく必要があります。幼稚園等の受付期間は各園にお問い合わせください。	
Q 2	認可外の保育施設や一時預かりを利用する場合も教育・保育給付認定申請は必要ですか。
保育所、認定こども園、市立幼稚園、新制度に移行する私立幼稚園、小規模保育などの地域型保育事業を利用する場合に、教育・保育給付認定が必要となります。 認可外の保育施設や一時預かりを利用する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要はありません。（企業主導型施設等、一部の認可外保育施設では教育・保育給付認定が必要な場合がありますが、要否については、各認可外保育施設へお問い合わせください。）また、教育・保育給付認定を受けていたとしても、認可外の保育施設や一時預かりの利用を妨げることはありません。 なお、認可外の保育施設や一時預かりを利用する場合において、保育の無償化を受けるには、別途「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。	

(2) 利用者負担額（保育料）に関すること

Q 3	源泉徴収票や確定申告書の写しの提出は必要ですか。
世帯の市区町村民税額で保育料が決定しますので、源泉徴収票や確定申告書の写しを提出いただく必要はありません。ただし、市区町村民税の修正申告等をされた場合は、お申し出ください。	
Q 4	市立と私立では保育料は違いますか。
保育料に違いはありません。ただし、保育料以外に費用がかかる場合がありますので、保育料以外の費用については、事前に各保育施設等に問い合わせるなど、各自御確認ください。	
Q 5	保育料の口座振替の手続をしたにもかかわらず、督促の納付書が届きました。
口座振替は、手続が完了した翌月から振替開始となります。手続が間に合わなかった際には、お手持ちの納付書で、金融機関等の窓口にて納付をお願いいたします。なお、指定納付期限までに納付されない場合は、督促状を送付する場合があります。	
Q 6	年度途中で満3歳になりました。翌月から保育料は変更になりますか。
保育料は、年度当初の年齢に応じて決まるため、誕生日を迎えたことに伴う保育料の変更はありません。	

(3) 利用者負担額（授業料）に関すること

Q 7	市立と私立では授業料は違いますか。
市立と新制度に移行している私立幼稚園については、授業料は無償です。ただし、授業料以外に費用がかかる場合がありますので、授業料以外の費用については、事前に各幼稚園等に問い合わせるなど、各自御確認ください。なお、新制度に移行していない私立幼稚園の授業料については、各施設にお問い合わせください。	

(4) 保育施設等の利用申込みに関すること

Q 8	小規模保育事業の利用を考えていますが、子どもが3歳になったらどうすればよいですか。
主に0～2歳児を対象とする小規模保育施設を卒園後も保育施設の利用を希望される場合、新しい保育施設への利用申込みをお願いいたします。利用調整時には加点を設け、卒園後の保育の円滑な利用を図っていきます。幼稚園の利用を希望される場合は、各園へお問い合わせください。	
Q 9	利用申込は先着順ですか。待機番号はつきますか。
申込みの順番や待機の実績は考慮せず、待機番号もつきません。利用調整は、高松市保育施設等の利用調整基準に基づいて行います。	
Q 10	出生前の予約申込みはできますか。
まだ生まれていないお子さんの入所の予約はできません。入所の申込書にお子さんのお名前、生年月日等、記載していただきますので、出産後、出生届を提出してからお申込みください。	
Q 11	年度途中で2歳になったら、2歳児のクラスに申込みできますか。
申込みはできません。年度途中に入所を希望する場合は、年度当初の年齢に応じたクラスの申込みとなります。質問の方の場合は、1歳児のクラスの申込みとなります。	
Q 12	乳児保育をしていない保育施設等は、0歳児の間は申込みできませんか。
乳児保育を実施していない保育施設等については、1歳になった次の月から申込み可能です。	

(5) 認定こども園に関すること

Q 13	認定こども園のメリットは何ですか。
保育施設等にお子さんを預ける場合、保護者がお子さんを保育することができない理由が必要になりますので、お子さんを保育することができない理由がなくなると、保育施設等は、原則、退所となります。しかし、認定こども園では、2号認定で通園している場合、お子さんを保育することができない理由がなくなっても、1号認定に切り替えることによって、引き続き同じ園に通い続けることができ、お子さんにとって環境が変わらないという意味でメリットと言えます。また、認定こども園では、在園していない地域のお子さんの交流の場となることや、育児不安に対応した子育て相談もできるようになります。	

(6) 利用調整に関すること

Q 14	利用を希望する施設を複数書くよりも、第1希望のみを記入した方が優先されますか。
記入した施設数と優先度とは関係ありません。ただし、第1希望のみを記入した場合は、当該施設に内定しなかった時点で利用調整が終了となり、入所をお待ちいただきます。 事前の見学や各種情報などを参考に、希望する施設や順位を御検討ください。	
Q 15	認可外保育施設や一時預かりを利用しながら、認可の保育施設等に申し込んだ場合、優先度は下がりますか。
優先度を下げて利用調整をすることはありません。認可の保育施設の利用を希望しているにもかかわらず、御希望の保育施設等に空きがないことなどから、やむを得ず、認可外保育施設や一時預かりを御利用いただいている場合も、高松市保育所等の利用調整基準に基づいて利用調整を行います。	

Q16	上の子が1号認定を受けて幼稚園へ通園しています。下の子を保育施設等に申し込む場合、優先度は下がりますか。
	上のお子さんが1号認定を受け、幼稚園を御利用されていることのみをもって優先度を下げることはありません。お子さんの同居親族の方の保育を必要とする優先度や、御家庭の状況等を総合的に判断して利用調整を行います。
Q17	第1希望以外の施設に内定しました。第1希望の施設に空きが出た場合は入所できますか。
	入所後、改めて転所の申込みをしていただき、翌月以降の利用調整の対象となります。 なお、転所を希望される場合は、ならし保育も新たに必要になってくる場合がありますので、御考慮ください。

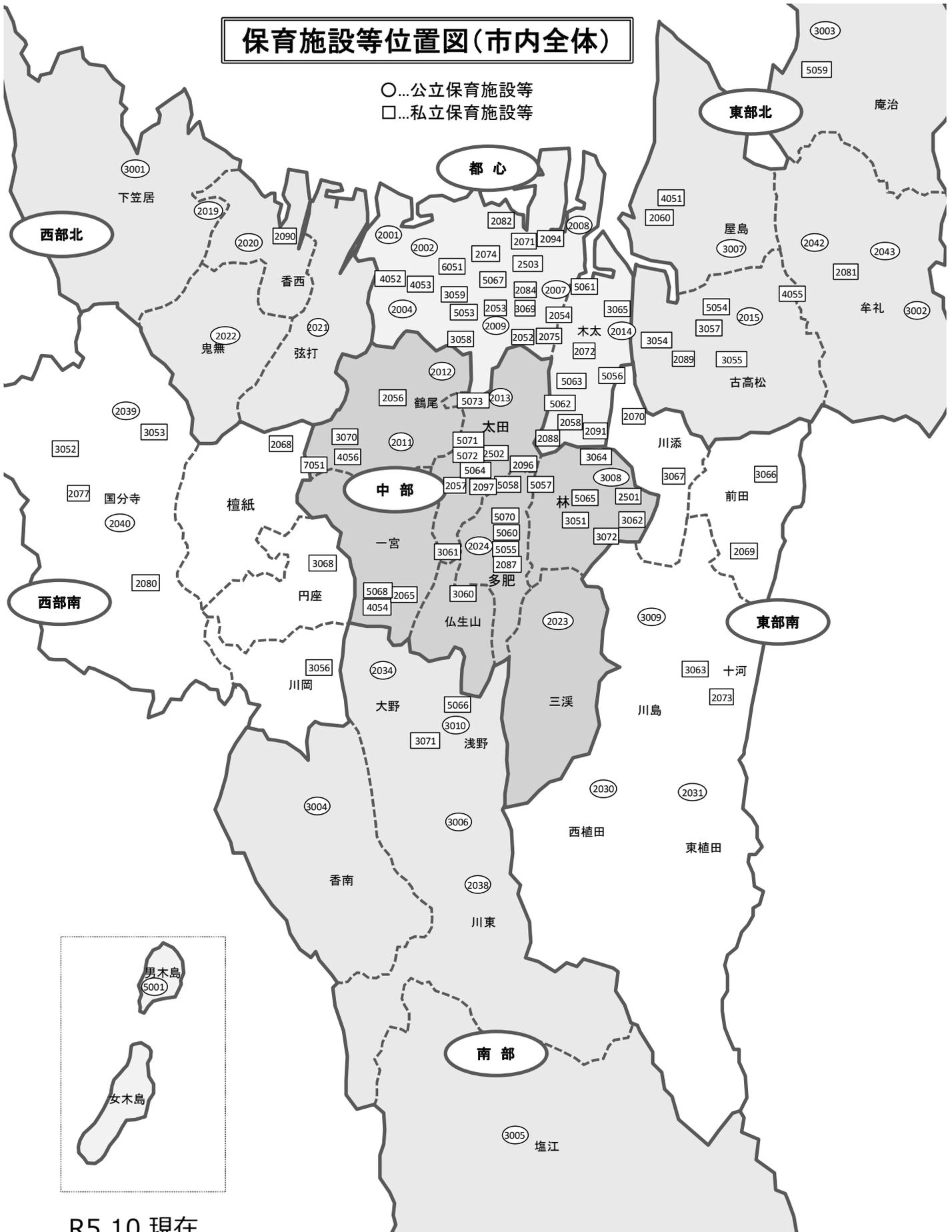
(7) 里帰り出産について（保育施設等を広域利用する場合）

Q18	高松市に住んでいますが、高松市外で里帰り出産をします。里帰り先の保育施設等へ預けるにはどうすればいいですか。
	お申込みについては、お子さんの住民票がある高松市で行っていただきますが、申込み締め切りや、必要書類等については、里帰り先の市区町村の規定に従っていただきます。 なお、市外に住民票があるお子さんの受入れを行っていない市区町村もあり、その場合は御利用いただけませんので、御了承ください。
Q19	市外に住んでいますが、高松市で里帰り出産をします。高松市内の保育施設等へ預けるにはどうすればいいですか。
	お申込みについては、お子さんの住民票がある市区町村で行っていただきますが、申込み締め切りや、必要書類等については、高松市の規定に従っていただきます。 なお、広域利用についての協議を行っていない市区町村もあり、その場合は御利用いただけませんので、御了承ください。

(8) 里帰り出産について（幼稚園等を広域利用する場合）

Q20	高松市に住んでいますが、高松市外で里帰り出産をします。里帰り先の幼稚園等へ預けるにはどうすればいいですか。
	お申込みについては、入園を希望する幼稚園等で行っていただきますが、お子さんの住民票がある高松市で教育・保育給付認定や施設等利用給付認定の申請をする必要があります。
Q21	市外に住んでいますが、高松市で里帰り出産をします。高松市内の幼稚園等へ預けるにはどうすればいいですか。
	お申込みについては、住民票がある市区町村及び入園を希望する幼稚園等にお問い合わせください。 なお、高松市立の幼稚園及び認定こども園（1号認定）については、利用できません。

16 認可施設位置図



R5.10 現在

・ 詳細については、52ページ以降を御確認ください。

保育施設等位置図(市内中心部)

○...公立保育施設等
□...私立保育施設等

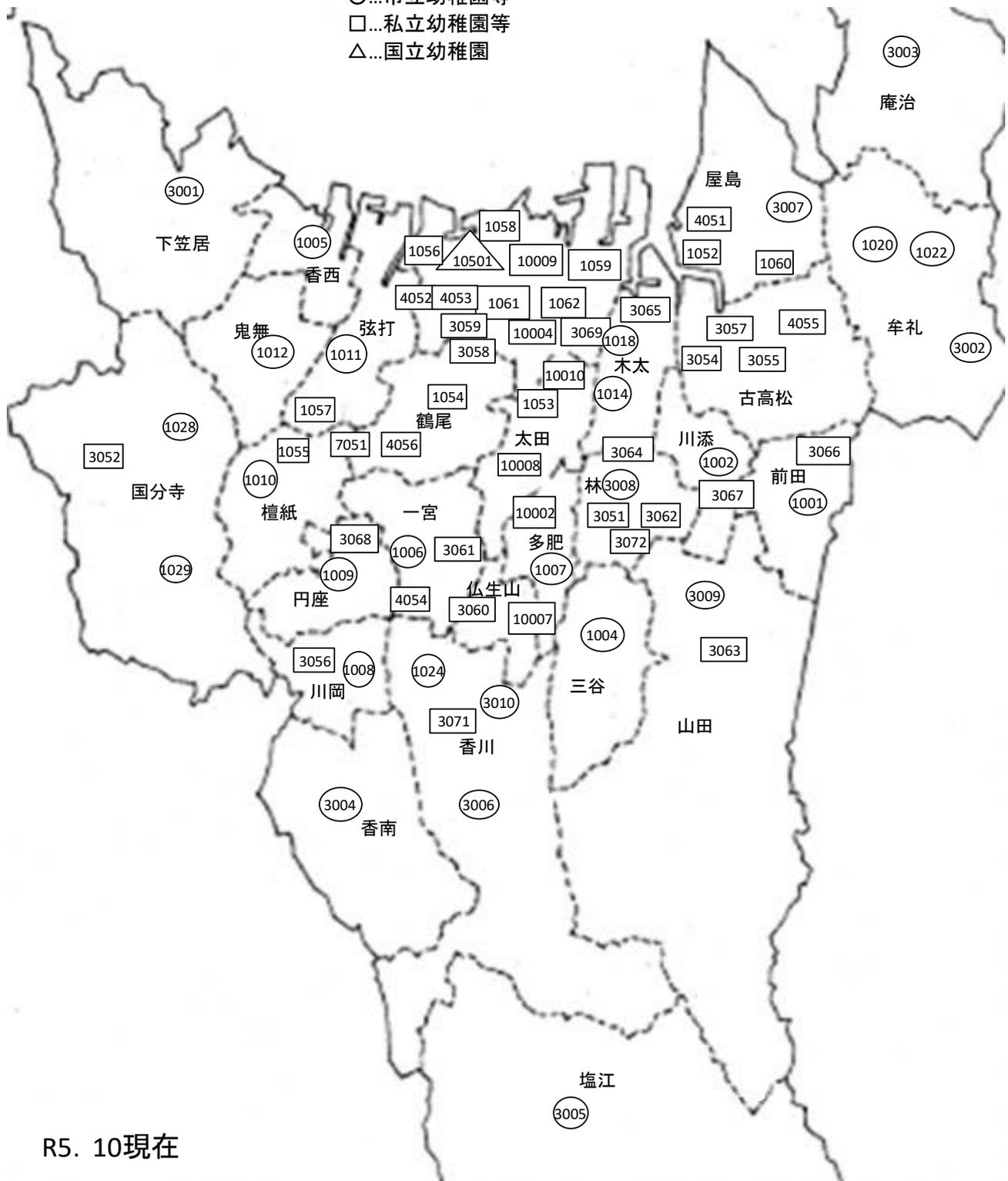


R5.10 現在

・ 詳細については、52ページ以降を御確認ください。

幼稚園等位置図

- ...市立幼稚園等
- ...私立幼稚園等
- △...国立幼稚園



R5. 10現在

- * 私立幼稚園については、香川県総務学事課（832-3058）へお問い合わせください。
- * 入園についてのお問い合わせは、直接各園に御連絡下さい。
- * 詳細については、52ページ以降を御確認ください。